

資料編

《1. 条例、要綱等》

資料1.1 吉見町防災会議条例

吉見町防災会議条例

昭和38年9月30日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉見町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長及び町長が教育委員会の職員のうちから指名する者
 - (6) 東松山消防署吉見分署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、5人、3人、12人、4人、5人及び5人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、吉見町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料編

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成5年1月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月15日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月6日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成26年6月10日までの間において、第1条の規定による改正後の吉見町防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号の規定により新たに任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、その任命の日から平成26年6月10日までとする。

資料1.2 吉見町防災会議委員名簿

吉見町防災会議委員名簿

[令和4年3月]

委員の別	区 分	機 関 名	職 名
会 長		吉見町	町 長
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	所 長
		熊谷地方気象台	台 長
2号委員	県の機関	埼玉県川越比企地域振興センター	所 長
		埼玉県東松山保健所	所 長
		埼玉県東松山県土整備事務所	所 長
		埼玉県東松山農林振興センター	所 長
		埼玉県吉見浄水場	場 長
3号委員	警察の機関	東松山警察署	署 長
4号委員	町の機関	吉見町	副 町 長 総務課長 産業振興課長 町民健康課長 長寿福祉課長 子育て支援課長 環境課長 まち整備課長 水生活課長
5号委員	教育機関	吉見町教育委員会	教 育 長 教育総務課長
6号委員	消防機関	比企広域消防本部東松山消防署吉見分署	分 署 長
		吉見消防団	団 長
7号委員	指定公共機関及び 指定地方公共機関	日本郵政(株)吉見郵便局	局 長
		東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	支 社 長
		東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉西支店	支 店 長
		武州ガス(株)	取締役社長
		(社)比企医師会	理 事
8号委員	自主防災組織	吉見町区長会	会 長 副 会 長 副 会 長 副 会 長

資料1.3 吉見町災害対策本部条例

吉見町災害対策本部条例

昭和38年9月30日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、吉見町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成8年9月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月6日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料1.4 吉見町水防協議会条例

吉見町水防協議会条例

昭和55年12月19日

条例第17号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、吉見町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 削除

(組織)

第3条 協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、町長をもってあてる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町の職員 11人

(2) 水防団体の代表者 7人

(3) 知識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を吉見町総務課内におく。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月15日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料1.5 災害弔慰金の支給

(1) 吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例

吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月15日

条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にしその他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定に

かかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3,500,000円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年10月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年7月4日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成4年3月18日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月5日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月11日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月11日条例第13号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第15条第3項の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(2) 吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年9月9日

規則第14号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年吉見町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (保証人)

第7条 前条第1条第4号に規定する保証人は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有する保証人がいない場合にあつては、埼玉県内に住所を有する者。
- (2) この資金の借入申込者又は資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)でないこと。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てた場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、借受人の印鑑証明書(保証人を立てた場合は、借受人の及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申

資料編

請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金の支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月18日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、適用しない。

附 則(令和元年12月11日規則第11号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第16条第2項第3号の規定は、令和元年8月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、適用しない。

資料1.6 災害見舞金の支給

(1) 吉見町災害見舞金支給条例

吉見町災害見舞金支給条例

昭和57年10月1日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、町民が災害を受けたときに罹災者又はその遺族に、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、町民の福祉増進を図ることを目的とする。

(災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

火災、風水害、落雷及び地震

(支給額)

第3条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。ただし、天災その他非常災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び吉見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年吉見町条例第25号)第3条の適用を受けたときは支給額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 死亡 100,000円
- (2) 負傷 60,000円以内
- (3) 建物の全壊(焼) 100,000円以内
- (4) 建物の半壊(焼) 40,000円以内
- (5) 床上浸水 10,000円以内

2 前項第3号、第4号及び第5号については、現に居住している建物に限るものとする。

3 被害の程度は、東松山地区消防組合消防本部の被害調査に基づき町長が判定するものとする。

(受給資格及び要件)

第4条 見舞金等の受給資格者は、災害発生時に本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者とする。

2 弔慰金の受給範囲及び順位は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条及び第44条の例による。

(届出及び支給)

第5条 第3条の規定による見舞金等の給付を受けようとするものは、別に定める様式に罹災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から15日以内に町長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

3 見舞金等の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

(給付の決定の取消)

第6条 町長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

- (1) 故意に給付の事由を生ぜしめたとき。
- (2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第7条 町長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月11日条例第16号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(2) 吉見町災害見舞金支給条例施行規則

吉見町災害見舞金支給条例施行規則

昭和57年10月20日

規則第10号

(用語の意義)

第1条 吉見町災害見舞金支給条例(以下「条例」という。)第1条に規定する罹災者又はその遺族とは、次に定める者をいう。

(1) 罹災者 条例第2条に規定する火災、風水害、落雷及び地震により死亡又は負傷した者及び現に居住する住家に被害を受けた者

(2) 遺族 罹災者で死亡した者の親族又は死亡者の葬祭を行う者

(罹災の種類及び程度)

第2条 条例第3条第1項各号に規定する罹災の種類及び程度は、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡 即死又は負傷により1箇月以内に死亡した者及び死亡の事実を確認できないが死亡したことが確実であると推定された者

(2) 負傷 引き続き1箇月以上の入院治療を要する者で、医師の診断書を提出した者

(3) 全焼(全壊) 住家の焼失又は損壊した部分はその住家の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントに達しないがその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害

(4) 半焼(半壊) 住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上、70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用することができる程度の被害

(5) 床上浸水 住家の床上に浸水したとき、又は土砂のたい積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害

(様式)

第3条 条例第5条に規定する届出様式は、別記様式とする。

(見舞金等の額)

第4条 条例第3条第1項各号に規定する見舞金等は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

《2. 協定関連等》

■ 協定等の概要一覧

No.	名称	協定締結先	協定内容	締結年月
1	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	災害時の広範囲にわたる応援協力(食糧、物資、救援救助、被災者受入れ等)	H19.5
2	大規模災害時における相互応援に関する協定	比企郡市、熊谷市、坂戸市、東秩父村		H8.3
3	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	吉見町料理飲食店組合	保有食料品の提供、弁当の供給、炊き出し協力	H12.6
4	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	吉見町食品衛生協会	保有食料品の提供、弁当の供給、炊き出し協力	H12.6
5	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	災害時の物資・飲料水の供給、自販機無償提供(役場1F)	H18.8
6	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	被災者への民間賃貸住宅の支援	H18.8
7	災害時における道路、橋梁等の応急復旧に関する協定	吉見町建設業協会	道路・橋梁等の応急復旧、障害物の除去、資機材の輸送	H20.2
8	災害時における主食供給等の協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合	災害時の主食の供給、確保、運搬	H20.2
9	災害時における応急復旧に関する協定	吉見町管工事組合	水道施設の被害把握及び補修、応急給水活動	H20.6
10	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	災害廃棄物処理に関し、協議会員(県、市町村、事務組合)で相互応援	H20.7
11	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	災害時の電気設備の復旧、電気に係る事故防止	H21.6
12	非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ(株)	自販機無償提供(ニュータウン江和井公園)	H21.4
13	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換、国からの情報連絡員の派遣	H22.12
14	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会小川・松山支部	災害時の緊急輸送	H24.3
15	災害時における燃料の供給に関する協定	埼玉中央農業協同組合	災害時の燃料等の供給	H26.2
16	災害時における燃料の供給に関する協定	埼玉県石油業協同組合東松山支部会員	災害時の燃料等の供給	H26.2
17	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	(株)伊藤園	災害時の飲料水の調達及び供給、自販機無償提供(悠友館)	H26.2
18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	災害が発生した際に乙の提供する非常時の電話の設置及び利用・管理等	H27.2
19	災害時における協力体制に関する協定	学校法人後藤学園武蔵丘短期大学	災害時の学校施設の利用、学生ボランティアの協力	H28.3
20	災害発生時における吉見町と吉見郵便局との協力に関する協定	日本郵政(株)東松山郵便局及び吉見町内郵便局	緊急車両の提供、災害情報の相互提供、ネットワークを活用した広報活動	H28.8

資料編

No.	名称	協定締結先	協定内容	締結年月
21	災害時における福祉用等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	災害時の福祉用具の提供	H29.6
22	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	埼玉県 県内全市町・組合・(公社)日本下水道管路管理業協会	災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧	H29.9
23	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	災害時の食料、生活必需品等の早期安定供給	H30.2
24	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の提供	H30.3
25	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会東松山支部	災害時、避難所等へのLPガスの優先供給	H30.6
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害時に地図製品等の供給、利用等の協力	H31.2
27	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	生活協同組合パルシステム埼玉	災害発生後の生活物資の提供等	R1.11
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害時に必要な情報の迅速な提供等	R2.1
29	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	災害時に被災者支援のための業務相談等	R2.8
30	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セツカートン(株)	災害時、避難所運営等に必要な物資の調達	R2.8
31	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	吉見観音(安楽寺)	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R2.8
32	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	東上ガス(株)吉見支店	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R2.8
33	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	災害時に発生した大規模停電の早期復旧	R2.9
34	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	(株)オリジン	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R2.10
35	災害時の医療救護に関する協定	(一社)比企医師会	災害時に行う医療救護活動	R3.3
36	災害時におけるボランティア活動に関する協定	(社福)吉見町社会福祉協議会	災害時に応急対応活動として行うボランティア活動	R3.5
37	洪水時等における施設利用に関する協定	国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R3.6
38	水害時における施設等の使用に関する協定	(公財)埼玉県公園緑地協会埼玉県こども動物自然公園管理事務所	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R3.7
39	洪水時等における広域避難に関する協定	北本市	洪水時等、広域避難先として避難施設の提供	R3.7
40	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	(株)カゴハラゴルフ(グリーンヒルゴルフクラブ)	車両避難者に駐車場の一時避難場所としての提供	R3.9
41	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定	(株)新日本エグザ吉見支店	災害時における無人航空機による情報収集活動	R3.12
42	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	(株)仙台銘板西埼玉営業所	災害時におけるレンタル資機材の提供	R3.12

No.	名称	協定締結先	協定内容	締結年月
43	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)ベイシア	災害時における物資の提供	R4.2
44	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	比企郡市歯科医師会	災害時の避難所等における歯科医療救護活動	R4.3
45	災害時の医療救護活動に関する協定	東松山薬剤師会、小川薬剤師会	災害時の救護所等における医療救護活動	R4.3

資料2. 1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティアの受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応

援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

資料2.2 大規模災害時における相互応援に関する協定

大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村(以下「協定市町村」という。)の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員の派遣をすることができる。

(応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

(応援要請)

第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量

- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認められた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県知事に伝達する。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、前2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

資料2.3 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定 (吉見町料理飲食店組合)

災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と吉見町料理飲食店組合(以下「乙」という。)は、吉見町域に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の応援協力に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町域で災害時の応援協力に関し、甲と乙が相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、応急食糧供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応援協力の種類)

第2条 乙の甲への応援協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 保有食糧品の供給
- (2) 仕出し弁当等の供給
- (3) 炊き出しへの協力
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に必要があると認めるもの。

(連絡調整の窓口)

第3条 両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要する時は口頭又は電話を持って要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急食糧供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時には、保有食糧品及び仕出し弁当等の優先供給及び運搬に対する協力等に、可能な限り積極的に努めるものとする。

(応急食糧)

第6条 甲が乙に要請する応急食糧は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

(経費の負担)

第7条 応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 供給した保有食糧品の対価については、甲が負担する。
- (2) 供給した仕出し弁当等の対価については、甲が負担する。
- (3) 炊き出しの材料実費分については、甲が負担する。
- (4) 前3号に掲げる以外の経費は、甲乙協議の上決定する。

2 前項1号から3号に規定する経費は、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年6月20日

別表1

災害時応急食糧

段階 想定	第1段階 ライフライン ストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日から2日	3日から6日	7日以降
品目	水・飲料 菓子パン 果物 レトルト食品 缶詰 その他	水・飲料 菓子パン・調理パン 果物 レトルト食品 缶詰 切り餅 インスタント食品 仕出し弁当 その他	米 食パン 麺類 ジャム・バター 肉・野菜 野菜 果物 レトルト食品 インスタント食品 緑茶・コーヒー・紅茶 仕出し弁当 その他

- (1) 応急食糧は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

資料2.4 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定 (吉見町食品衛生協会)

災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と吉見町食品衛生協会(以下「乙」という。)は、吉見町域に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の応援協力に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町域で災害時の応援協力に関し、甲と乙が相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、応急食糧供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応援協力の種類)

第2条 乙の甲への応援協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 保有食糧品の供給
- (2) 仕出し弁当等の供給
- (3) 炊き出しへの協力
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に必要があると認めるもの。

(連絡調整の窓口)

第3条 両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要する時は口頭又は電話を持って要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急食糧供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時には、保有食糧品及び仕出し弁当等の優先供給及び運搬に対する協力等に、可能な限り積極的に努めるものとする。

(応急食糧)

第6条 甲が乙に要請する応急食糧は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

(経費の負担)

第7条 応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 供給した保有食糧品の対価については、甲が負担する。
- (2) 供給した仕出し弁当等の対価については、甲が負担する。
- (3) 炊き出しの材料実費分については、甲が負担する。
- (4) 前3号に掲げる以外の経費は、甲乙協議の上決定する。

2 前項1号から3号に規定する経費は、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年6月20日

別表1

災害時応急食糧

段階 想定	第1段階 ライフライン ストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日から2日	3日から6日	7日以降
品目	水・飲料 菓子パン 果物 レトルト食品 缶詰 その他	水・飲料 菓子パン・調理パン 果物 レトルト食品 缶詰 切り餅 インスタント食品 仕出し弁当 その他	米 食パン 麺類 ジャム・バター 肉・野菜 野菜 果物 レトルト食品 インスタント食品 緑茶・コーヒー・紅茶 仕出し弁当 その他

- (1) 応急食糧は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

資料2.5 災害時における救援物資提供に関する協定 (コカ・コーラボトラーズジャパン(株))

災害時における救援物資提供に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月31日

資料2.6 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定
((公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部)

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部(以下「乙」という。)とは、吉見町内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、吉見町内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年8月31日

資料2.7 災害時における道路、橋梁等の応急復旧に関する協定 (吉見町建設業協会)

災害時における道路、橋梁等の応急復旧に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と吉見町建設業協会(以下「乙」という。)は、災害時における道路、橋梁等の応急復旧について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における道路、橋梁等の応急復旧に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から道路、橋梁等の応急復旧について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- (1) 道路、橋梁等の応急復旧に関すること。
- (2) 道路、橋梁等の障害物の除去の協力に関すること。
- (3) 資機材等の輸送に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ協力を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から要請を受けた乙は、速やかに協力するものとする。

(応急措置活動)

第5条 甲の要請により、災害現場に出動した乙の会員(以下「会員」という。)は、甲の職員(以下「職員」という。)の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。

(復旧作業後の引渡し)

第6条 乙は、甲の要請による復旧をした場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」(様式2)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により協力を要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年2月12日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年2月12日

資料2.8 災害時における主食供給等の協力に関する協定 (埼玉中央農業協同組合)

災害時における主食供給等の協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合(以下「乙」という。)とは、吉見町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、主食の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

(協定事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(主食供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が主食を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有主食の供給について協力を要請することができる。

(主食供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有主食の優先供給及び運搬について積極的に供給するものとする。

(主食供給の要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(主食の運搬)

第5条 主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。又、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(主食の引き取り)

第6条 主食の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する主食の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ1通を所持する。

平成20年2月12日

資料2.9 災害時における応急復旧に関する協定 (吉見町管工事組合)

災害時における応急復旧に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と吉見町管工事組合(以下「乙」という。)は、災害発生時又は災害発生のおそれのある場合(以下「災害時」という。)の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時の応急復旧に関して、必要な事項を定めるものとする。

(応急復旧の要請)

第2条 甲は、災害発生時において、乙に対し応急復旧を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、災害の状況、場所、活動内容、機材等について通知(様式1)するものとする。

(応急復旧の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応急復旧するものとする。

(経費の負担)

第4条 甲は、乙から応急復旧を受けたときは、その経費を負担するものとする。

(応急復旧活動)

第5条 災害現場における応急復旧活動は原則として、甲の職員(以下「職員」という。)が指揮監督するものとし、乙はこれに従うものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合、乙は自ら要請事項に従い応急復旧活動を実施するものとする。この場合において乙は、応急復旧活動の終了後、活動内容の概要を甲に報告(様式2)するものとする。

(応急復旧の内容)

第6条 応急復旧の内容は、次のとおりとする。

- ① 水道施設の被害状況等の情報収集
- ② 水道施設の補修
- ③ 応急給水活動
- ④ その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動

(報告の要請)

第7条 甲は、応急復旧活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する

平成20年6月24日

資料2.10 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 (埼玉県清掃行政研究協議会)

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定書

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合(以下「市町村等」という。)とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

(役割)

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

(責務)

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神をもって、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(費用負担)

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議のうえ決定するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、機関満了の一个月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で、疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

資料2. 11 災害時における電気設備等の復旧に関する協定 (埼玉県電気工事工業組合)

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、吉見町(以下「甲」という。)と埼玉県電気工事工業組合(以下「乙」という。)との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

(支援協力の種類)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

(支援協力要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」(別紙様式第1)をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

(支援協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

(復旧作業後の引渡)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」(別紙様式第2)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに同報告書を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年6月26日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年6月26日

資料2. 12 非常時における飲料供給に関する覚書
(ダイドードリンコ(株))

非常時における飲料供給に関する覚書

ニュータウン江和井区長(以下甲という)とダイドードリンコ株式会社(以下乙という)及び吉見町長(以下丙という)は乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機(以下自販機という)の設置に関し次の通り覚書を交わす。本覚書の有効期間は自販機の設置期間とする。覚書締結の証拠として本書3通を作成し各自保管する。

(目的)

第1条 本覚書に記載の設置場所に乙の自販機1台を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙の飲料商品を被災者等へ供給することを目的とする。

(商品の無料供給)

第2条 災害等の非常時に甲が乙の飲料商品を被災者等へ供給した場合の商品代金は乙の負担とする。

(運用)

第3条 乙は甲に対し災害等の非常時における自販機の解錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に沿って、運用・保管するものとする。

2 災害等の非常時とはニュータウン江和井地区を含む広範囲に災害等が発生した場合であって、一般人が災害の発生を広く認識している場合をいう。

3 第1条の目的以外で甲が解錠した場合は、本覚書は失効し、甲は乙にただちに当該自販機の鍵を返却するとともに、乙は甲に対し、解錠による損失分の請求ができるものとする。

(設置場所等)

第4条 自販機の設置場所等は次のとおりとする。

設置場所 比企郡吉見町大字江和井1644-42 ニュータウン江和井公園

設置機種 D-08WP36S6-ER

鍵番号

鍵授受日 平成21年4月8日

(鍵の紛失)

第5条 甲が当該自販機の鍵を紛失した場合、ただちに乙に連絡するとともに、甲の負担で鍵の交換を実施するものとする。

(定めなき事項)

第6条 本覚書に定めなき事項については、甲、乙および丙の協議により定めるものとする。

平成21年4月1日

資料2.13 災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省関東地方整備局)

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋(以下「甲」という。)と、吉見町長新井保美(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という)について定め、もって適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は次のとおりとする。

- 一 吉見町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 吉見町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

平成22年12月14日

資料2. 14 災害時における物資の輸送に関する協定 ((一社)埼玉県トラック協会小川・松山支部)

災害時における物資の輸送に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の輸送(以下「緊急輸送」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 吉見町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(要請の手続)

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」(様式第1号)(以下「要請書」という。)をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等(原則として、運転手及び補助者の2名体制とする)の人数
- (4) 輸送年月日(期間)
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」(様式第2号)をもって報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者(8時間制)の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
3 緊急輸送を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年3月28日

資料2. 15 災害時における燃料の供給に関する協定 (埼玉中央農業協同組合)

災害時における燃料の供給に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合(以下「乙」という。)とは、吉見町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、吉見町地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を要請するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

第4条 甲の要請により乙が供給する燃料の種類は次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前における燃料単価を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬及び搬出入にかかる費用については、甲の負担とする。

(代金の請求)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときには、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年2月19日

資料2. 16 災害時における燃料の供給に関する協定 (埼玉県石油業協同組合東松山支部会員)

災害時における燃料の供給に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合東松山支部会員(丸新石油株式会社、有限会社長島石油、砂生モータース)(以下「乙」という。)とは、吉見町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料」という。)の供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、吉見町地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を要請するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

第4条 甲の要請により乙が供給する燃料の種類は次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が指定する物であつて、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の受渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前における燃料単価を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬及び搬出入にかかる費用については、甲の負担とする。

(代金の請求)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときには、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年2月19日

資料2. 17 災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定 (株伊藤園)

災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の提供についての協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を行い、もって町民の生活に寄与する。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、吉見町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が緊急対策本部又は災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資(飲料水)提供要請書(様式1)を乙に提出するものとする。

2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

(1) 甲乙間の契約に基づき設置する地域貢献型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償提供する。

(2) 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点在庫より供給するものとする。

2 前項第2号による飲料水の対価は有償とし、価格は災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年2月27日

資料2. 18 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (東日本電信電話株)

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

吉見町(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。)第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

- 2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所(住所・地番・建物名をいう。以下同じ。)及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

- 2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所(設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。)については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報(以下「設置場所等情報」という。)は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第 4 条及び第 5 条に基づき行うものとする。ただし、設

資料編

置箇所への移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問

わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年2月25日

資料2. 19 災害時における協力体制に関する協定 (学校法人後藤学園武蔵丘短期大学)

災害時における協力体制に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と学校法人後藤学園武蔵丘短期大学(以下「乙」という。)は、吉見町内に発生した地震その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合又は発生のおそれのある場合に、甲が乙の管理する学校施設を利用すること等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合等に町民、在勤者等の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 甲が地域防災計画において定める、指定避難所への避難が、災害状況等により困難な場合における大学施設の提供
- (2) 災害時の活動拠点及びヘリポート離発着場として大学施設(グラウンド)の提供
- (3) 甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣
- (4) その他協議による必要事項

(協力要請)

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

2 甲は、学校施設等を緊急に利用する必要があるときに、事前に乙と連絡がとれない場合は、学校施設を利用することができるものとする。ただし、甲は速やかに乙に対し利用した旨を報告するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲からの前条の規定による要請を受けた場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合は、この限りでない。

(避難所の開設・管理)

第5条 避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、原則甲の派遣した町職員が行うものとする。

2 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

3 甲は避難所の状況について、適宜乙に報告するものとする。

(施設利用期間)

第6条 施設利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(施設利用の終了)

第7条 甲は、学校施設の利用を終了する際は、その施設等を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が、甲の要請により協力に要した経費については、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月30日

資料2. 20 災害発生時における吉見町と吉見郵便局との協力に関する協定 (日本郵政㈱東松山郵便局及び吉見町内郵便局)

災害発生時における吉見町と吉見郵便局との協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社吉見郵便局(以下「乙」という。)は、吉見町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、吉見町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

また、乙の協力郵便局は、別表のとおりとする。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 吉見町役場 総務課長

乙 日本郵便株式会社 東松山郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合は、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月17日

資料2. 21 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 ((一社)日本福祉用具供給協会)

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

第1条(趣旨)

吉見町(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、吉見町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条(協力事項の発動)

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉見町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第3条(福祉用具等物資供給の協力要請)

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条(福祉用具等物資供給の協力実施)

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条(福祉用具等物資の内容)

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条(福祉用具等物資供給の要請手続き)

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条(引渡し)

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第8条(福祉用具等物資の適合確認)

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第9条(福祉用具等物資の運搬)

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第10条(車両の通行)

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また 甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

第11条(配慮事項)

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第12条(損害の負担)

本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第13条(費用)

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第14条(情報連絡体制の確認)

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

第15条(平常時の防災活動への協力)

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第16条(有効期間)

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第17条(疑義の決定)

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年6月22日

資料2. 22 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (埼玉県 県内全市町・組合・(公社)日本下水道管路管理業協会)

災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙1から乙56まで)(以下乙1から乙56までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「指定下水施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害時により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対して次の業務の支援を要請することができる。

- (1)被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)
 - (2)その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲及び乙1から乙56までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。
- 3 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 丙は、前3項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を行う。

(復旧支援の調整)

第3条 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上決定する。

(費用)

第4条 この協定に基づき甲及び乙が丙に対して要請した業務に係る費用は甲及び乙1から乙56までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第6条 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 丙は毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な社会、提供可能な車両等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第7条 甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

- 2 丙は甲及び乙から提供を受けたデータを適切に保管しなければならない。
- 3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第8条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めがない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則

この協定は、平成29年9月20日から施行する。

この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成29年9月20日

資料2. 23 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (生活協同組合コープみらい)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープみらい(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、町民生活の早期安定を図るため、食料、生活必需品等(以下「応急生活物資」という。)の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び搬送について積極的に協力するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書(様式第1号)を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費等の価格)

第6条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における乙での販売価格又は経費を基準として、甲

乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第8条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受け入れられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月6日

資料2. 24 災害時における物資供給に関する協定 (NPO法人 コメリ災害対策センター)

災害時における物資供給に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1)別表に掲げる物資
- (2)その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬する

ものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月30日

資料2. 25 災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定
(（一社）埼玉県LPガス協会東松山支部)

災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部(以下「乙」という。)とは、吉見町内に地震等による災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災した町民等に対して行うLPガス等の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(LPガスの優先供給等に関する協力要請)

第1条 災害時において、甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請の内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(LPガス等の優先供給に関する協力実施)

第2条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、LPガス等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(費用)

第3条 乙が供給したLPガス等の費用については甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格とする。

(引渡し)

第4条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部長とする。

(要請窓口)

第7条 甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合、その要請先は乙の地区役員とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成30年6月20日

資料2. 26 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株ゼンリン)

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、吉見町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、吉見町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び

広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月13日

資料2. 27 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (生活協同組合 パルシステム埼玉)

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と生活協同組合パルシステム埼玉(以下「乙」という。)は、災害時における生活物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、町民生活の早期安定を図るため、生活物資の供給協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、要請書(様式第1号)をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後に要請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに報告書(様式第2号)を提出するものとする。

3 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(生活物資の運搬)

第5条 生活物資の引渡場所および運搬方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する場合は、乙の車両を災害時優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が提供した生活物資の供給及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等の発生直前における乙での販売価格又は経費を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は前項で決定した経費を、甲に対して速やかに請求するものとする。ただし、災害状況や支払い機関が機能していない場合は、別途甲乙にて協議するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 甲は乙に対し、甲の実施する防災ボランティアへの参加を要請することが出来る。また、甲が災害時に実施する生活物資の配布等のボランティア活動への支援を要請することができる。

(連絡責任者)

第8条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

2 毎年度はじめに、甲乙の連絡責任者を通じ協定内容について確認を行うものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

資料2. 28 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株)

災害に係る情報発信等に関する協定書

吉見町およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(本協定の目的)

第1条

本協定は、吉見町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、吉見町が吉見町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ吉見町の行政機能の低下を軽減させるため、吉見町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

第2条

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、吉見町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、吉見町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、吉見町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 吉見町が、吉見町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 吉見町が、吉見町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 吉見町が、災害発生時の吉見町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 吉見町が、吉見町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供しヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 吉見町が、吉見町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 吉見町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項にに記載のない事項についても、吉見町およびヤフーは、両社で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条

前条に基づく吉見町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条

ヤフーは、吉見町から提供を受ける情報について、吉見町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合は、吉見町およびヤフーはその時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、吉見町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、吉見町とヤフー両者記名押印のうえ各1通保有する。

令和2年1月21日

資料2. 29 災害時における被災者支援に関する協定 (埼玉県行政書士会)

災害時における被災者支援に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と埼玉県行政書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害(大規模事故)が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談(以下「行政書士業務相談」という。)を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(行政書士業務相談)

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

(相談対象)

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた吉見町内在住者(企業その他の団体等を含む。)
- (2) 災害により吉見町外から同町内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

(支援業務の要請)

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月6日

資料2. 30 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定 (セツカートン株)

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と、セツカートン株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)

第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請及び受託等)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書(別記第1号様式)により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

(物資の種類)

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド(段ボール製簡易ベッド)
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり(段ボール製間仕切り)
- (4) その他乙の取扱商品

(物資の引渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という。)は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先(別記第3号様式)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月6日

資料2. 31 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定 (吉見観音(安楽寺))

洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)及び吉見観音(安楽寺)(以下「乙」という。)は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要があるとき、洪水から避難する者(以下「洪水避難者」という。)に対して、甲が乙の所有する施設を一時避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(洪水避難者の受入れ)

第2条 甲は、一時避難場所の開設の必要が生じた場合は、乙に対し、口頭(電話連絡含む)を第一手段として連絡し、その後文書(様式第1号)により、一時避難所の開設を要請する。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 甲は第1項の要請の指示を終了する際には、乙に対し閉鎖の旨の連絡をし、文書(様式2号)にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等)

第3条 洪水避難者を受け入れる施設(以下「洪水避難施設」という。)の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称 吉見観音(安楽寺)

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字御所374番地

収容車両数 約150台

2 乙は、洪水避難施設において、何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲の責任において対応するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月6日

資料2. 32 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定 (東上ガス(株)吉見支店)

洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)及び東上ガス株式会社吉見支店(以下「乙」という。)は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要があるとき、洪水から避難する者(以下「洪水避難者」という。)に対して、甲が乙の所有する施設を一時避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(洪水避難者の受入れ)

第2条 甲は、一時避難場所の開設の必要が生じた場合は、乙に対し、口頭(電話連絡含む)を第一手段として連絡し、その後文書(様式第1号)により、一時避難所の開設を要請する。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 甲は第1項の要請の指示を終了する際には、乙に対し閉鎖の旨の連絡をし、文書(様式2号)にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等)

第3条 洪水避難者を受け入れる施設(以下「洪水避難施設」という。)の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称 東上ガス株式会社吉見支店

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2570-1

収容車両数 20台

注意事項 ①重要設備(プラントとそれに付随する設備)の立入禁止
②火気の使用禁止(煮炊き、たばこ、他の裸火等)
③乙は、避難者同士の事故・盗難・他トラブルは一切関与しない

2 乙は、洪水避難施設において、何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲の責任において対応するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月6日

資料2. 33 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社)

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

吉見町(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社(以下「乙」という。)は、吉見町内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)により、広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

(災害時の情報連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月1日

資料2. 34 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定 (株オリジン)

洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)及び株式会社オリジン(以下「乙」という。)は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要があるとき、洪水から避難する者(以下「洪水避難者」という。)に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

(洪水避難者の受入れ)

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、氾濫警戒情報以上の情報が発令されたとき、甲が避難勧告、避難指示(以下「避難勧告等」という。)を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書(様式1号)又は口頭(電話連絡含む)により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は洪水避難者を乙の運営・管理する施設の洪水からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報、又は避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書(様式2号)にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、乙と協力し洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等)

第3条 洪水避難者を受け入れる施設(以下「洪水避難施設」という。)の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称 株式会社オリジン

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字長谷1915番地

対応可能時間 平日勤務時間 8:30~17:00

対応不可時間 平日勤務時間外 休日(乙規定による)

提供内容 ①従業員駐車場内のみ:以外の通路や場内は立ち入り禁止。
②飲食、火気厳禁:車中であれば飲食は可能。
③乙所有物の貸出不可(一部外に設置してある水道水であれば状況によって可能)。
④駐車できる台数についてはその時の乙判断と指示による。

2 乙は、洪水避難施設において、何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年10月8日

資料2. 35 災害時の医療救護に関する協定 (一社)比企医師会

災害時の医療救護に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と一般社団法人比企医師会(以下「乙」という。)は、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、吉見町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、比企医師会管内市町村において同時期に要請があった場合は、派遣の優先順位を甲乙協議の上、決めるものとする。

3 医療救護班の構成等は、甲乙協議の上別途定める。

(災害時医療調整員の指定)

第3条 甲は本協定に係る調整を行うため災害時医療調整員を指定する。

2 災害時医療調整員は、乙が推薦し甲が認めた者とする。

3 災害時医療調整員は、医療救護班に対する指揮を行う。また、必要に応じて甲が行う医療救護活動に係る助言等を行うものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所等において、次の各号に掲げる医療救護活動を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 健康管理及び医療相談
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるも

のとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

第10条 この協定に基づき医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

第12条 甲及び乙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整を図るものとする。

2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月18日

資料2. 36 災害時におけるボランティア活動に関する協定 (社会福祉法人吉見町社会福祉協議会)

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と社会福祉法人吉見町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における、吉見町災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置、運営等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲がこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や物理的な課題等により、センターの分室(現地出張所)や案内所の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連絡体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動手続
- (9) 吉見町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置や運営等に係る、次に掲げる費用は、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

- (1) 人件費(乙の職員(既存の臨時職員及び非常勤職員を含む。)及び被災自治体の災害ボランティアセンターに派遣される社協職員の時間外手当(休日勤務及び宿日直を含む。))
- (2) 人件費(乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
- (3) 旅費(被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費)
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、甲乙協議により甲が負担すべき費用

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における災害応急及び復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

資料編

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えた機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月21日

資料2. 37 洪水時等における施設利用に関する協定 (国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所)

洪水時等における施設利用に関する協定書

国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所(以下「甲」という。)と埼玉県比企郡吉見町(以下「乙」という。)は、吉見町が洪水等による氾濫発生時及び氾濫が発生するおそれのある場合(以下「洪水時等」という。)において、吉見町民の一時避難場所として国営武蔵丘陵森林公園の施設利用を円滑にかつ効果的に活用できるよう、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町の洪水時等に際し、緊急に避難する必要が生じたとき、避難する吉見町民(以下「避難者」という。)に対して、一時的に甲の施設を開放し、迅速な避難の支援に資することを目的とする。

(避難者の受入れ)

- 第2条 乙が、避難指示等を発令し、避難者の受入れとして国営武蔵丘陵森林公園の施設を利用する時は、甲に対し協議を行うものとする。
- 2 甲は、乙より前項の協議を受けた場合は、速やかにその回答を行うものとする。
 - 3 乙は、避難者を受入れた時は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
 - 4 乙は、避難者の受入れを終了し対象施設を閉鎖する時は、その旨を甲に報告するものとする。

(避難者の受入施設)

- 第3条 避難者の受入施設(以下「避難施設」という。)は、甲の管轄する国営武蔵丘陵森林公園駐車場及び付属施設とする。
- 2 甲は、何らかの理由により避難施設の利用が不可能となる時には、乙に連絡するものとする。
 - 3 複数の機関が避難施設を利用する場合には、乙は円滑な利用に協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の措置に伴い、避難施設の運営管理にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(損傷等の負担)

第5条 第2条の措置に伴い、甲の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、乙が負担するものとする。

(紛争の解決)

第6条 第2条の措置に伴い、避難者とその他の者との間に紛争等を生じないように努め、もし、紛争等が生じた場合は、乙の責任においてその処理解決に当たるものとする。

(平素の協力)

第7条 甲及び乙は、災害時等に迅速かつ適切にその任務を遂行できるように平素から連絡調整を図るものとする。

資料編

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月11日

資料2. 38 水害時における施設等の使用に関する協定 (（公財）埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園管理事務所)

水害時における施設等の使用に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と公益財団法人埼玉県公園緑地協会埼玉県こども動物自然公園管理事務所(以下「乙」という。)とは、水害時における公園施設(以下「施設」という。)の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時等」という。)、自家用車を使用して避難する者(以下「避難者」という。)に対して、乙の駐車場の一部を一時的に開放することについて、必要事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場を避難者及び当該避難者の自家用車の避難場所として甲に提供すること。
 - (2) 避難者に対し乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。
- 2 前項第1号に定める駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項の協議に基づき図面により利用範囲を指定するものとする。
- 4 甲は、複数の機関が駐車場を利用する場合、関係機関と利用調整を図り、調整結果を乙に報告するものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し自家用車使用者避難場所開設要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(管理運営責任)

第4条 甲は、第2条第1項に基づく乙の協力については、避難者に対して甲の責任において管理運営するものとする。

(協力期間)

第5条 この協定に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3日以内とし、甲は3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(避難者への誘導)

第6条 甲は、乙の駐車場に避難してきた避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない避難者を乙の駐車場から撤退させなければならない。

資料編

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 乙は、前項の指導事項を甲による指導として、甲に代わり行うことができる。

(避難者に対する責任)

第7条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等についてはこの限りではない。

(原状回復)

第8条 甲は、第5条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を第3条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第9条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、乙の施設に開設した避難場所を終了させる場合は、乙に自家用車使用者避難場所閉鎖報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないよう、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 協定書に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月1日

資料2. 39 洪水時等における広域避難に関する協定 (北本市)

洪水時等における広域避難に関する協定書

北本市(以下、「甲」という。)と吉見町(以下、「乙」という。)は、吉見町が洪水等による氾濫発生時及び氾濫が発生するおそれのある場合(以下、「洪水時等」という。)において、吉見町民が、市町の境界を越えて北本市へ避難(以下、「広域避難」という。)する場合の避難及び受入に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、洪水時等に吉見町民(以下、「避難者」という。)が、広域避難することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難町 乙
- (2) 受入市 甲
- (3) 避難施設 甲が指定する施設

(避難施設の使用)

第3条 乙が、洪水時等において広域避難に係る避難指示を発令した場合、甲の避難施設を使用できるものとする。

(使用要請)

第4条 乙の長は、広域避難に係る避難指示を発令する場合は、甲の長に対して、避難施設の使用について文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文書を提出するものとする。

(避難者の受入)

第5条 甲の長は、前条第1項に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、避難者を受け入れるものとする。

(避難施設の運営)

第6条 乙が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、乙が行うものとする。ただし避難初動期において乙の体制が整わない場合は、甲に応援を要請し、甲はその要請に応ずるものとする。

2 避難施設の運営にあたって、必要となる資材、食料等は乙が調達するものとする。ただし、調達するいとまがない場合は、甲に応援を要請し、甲はその要請に応ずるものとする。

(原状回復)

第7条 乙は、甲から提供を受けていた避難施設を第4条に定める使用要請時の原状に回復しなければならない。

資料編

(経費の負担)

第8条 甲が、避難者の受入及び避難施設の運営に要した経費は、原則として乙が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (甲) くらし安全課
- (乙) 総務課

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月15日

資料2. 40 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定 (株カゴハラゴルフ(グリーンヒルゴルフクラブ))

洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)及び株式会社カゴハラゴルフ(グリーンヒルゴルフクラブ)(以下「乙」という。)は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉見町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、洪水から避難する者(以下「洪水避難者」という。)に対して、甲が乙の所有する施設を一時避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(洪水避難者の受入れ)

第2条 甲は、一時避難場所の開設の必要が生じた場合は、乙に対し、口頭(電話連絡を含む。)を第一手段として連絡し、その後文書(様式第1号)により、一時避難所の開設を要請する。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災したときは、この限りではない。

2 甲は、第1項の要請の指示を終了する際には、乙に対し閉鎖の旨の連絡をし、文書(様式2号)にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお、施設から退去しない洪水避難者がいるときは、洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

(洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等)

第3条 洪水避難者を受け入れる施設(以下「洪水避難施設」という。)の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称 グリーンヒルゴルフクラブ

所在地 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩825番地

受入車両数 別途協議(最大50台)

注意事項 ①営業に支障がない範囲内において使用可能とする。また、使用については、乙の指示に従うこととする。

②火気は使用禁止とする(煮炊き、たばこ、他の裸火等)。

③乙は、避難者同士の事故・盗難・他トラブルは一切関与しない。

2 乙は、洪水避難施設において、何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 洪水避難者の受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は、甲が負担するものとする。

資料編

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲の責任において対応するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年9月7日

資料2. 41 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定 (株新日本エグザ吉見支店)

災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と株式会社新日本エグザ吉見支店(以下「乙」という。)は、災害時における無人航空機による情報収集活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する民間事業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し甲に速やかに伝送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

(活動の内容)

第2条 活動の内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること
- (2) その他、必要と認められる事項

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受け、対応が可能である場合は、情報収集を行うものとする。なお、協力実施に伴い乙が新たに被災する危険がある場合、あるいは、やむを得ない事情がある場合には、乙は甲の要請を拒否できるものとする。

(活動に関する協議)

第5条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、活動を完了したときは、速やかにその実施した活動内容を甲に報告するものとする。

(記録物の帰属)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した業務に伴う映像記録、その他一切の記録物の権限は甲に帰属するものとし、乙は業務終了後、確実に甲に引き継ぐものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により乙が実施した業務の経費は、原則甲が負担し、その額については、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

資料編

(損害の負担)

第9条 活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害については、乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(訓練等への参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月7日

資料2. 42 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定 (株)仙台銘板西埼玉営業所

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と株式会社仙台銘板西埼玉営業所(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル資機材の提供(以下「資機材提供」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉見町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

(協力内容)

第2条 協力の内容は以下のとおりとする。

- (1) 資機材の提供に関すること
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去に関すること
- (3) その他、必要と認められる事項

(協力要請)

第3条 甲は、災害時における応急活動のため、レンタル資機材が必要となった場合は、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が資材提供を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害が発生した直前の価格を基準として、乙が算出し、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

(報告)

第6条 乙は、資機材提供を行ったときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 提供した資機材の名称及び数量
- (2) 資機材提供の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(補償)

第7条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の

資料編

災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(平常時の活動)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平素から情報交換を行うとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出ることとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年12月7日

資料2. 43 災害時における物資の供給協力に関する協定 (株ベイスア)

災害時における物資の供給協力に関する協定書

吉見町(以下「甲」という。)と株式会社ベイスア(以下「乙」という。)は、吉見町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲が要請した時点において、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品、飲料水、衣料品、日用生活品等の物資
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 第2条の要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に「物資発注書」を提出するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所への運搬は、乙が行うものとする。

また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(物資代金の支払い)

第6条 乙が供給した物資代金(消費税別)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資代金は、災害発生直前における乙の小売価格(災害発生前に要請するときは、その時点の小売価格)を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬に要した費用(消費税別)は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

資料編

(効力)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年2月16日

資料2. 44 災害時の歯科医療救護活動に関する協定 (比企郡市歯科医師会)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

吉見町（以下「甲」という。）と比企郡市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、吉見町地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、比企郡市歯科医師会管内市町村において同時期に要請があった場合は、派遣の優先順位を甲乙協議の上、決めるものとする。
- 3 歯科医療救護班の構成等は、甲乙協議の上別途定める。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が設置する救護所及び避難所において歯科医療救護活動を行うとともに、検案に際しての法歯学上の協力を行うものとする。

- 2 救護所における歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
 - (2) 医療機関への搬送の要否
 - (3) その他必要な措置
- 3 避難所における歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 巡回による歯科医療の提供及び口腔ケア活動
 - (2) その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑にできるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保・管理）

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保・管理するものとする。

（医療費）

第6条 災害時の歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

資料編

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等に係る実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生措置)

第8条 この協定に基づき歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

第10条 甲及び乙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整を図るものとする。

2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月30日

資料2. 45 災害時の医療救護活動に関する協定
(東松山薬剤師会・小川薬剤師会)

災害時の医療救護活動に関する協定書

吉見町（以下「甲」という。）、東松山薬剤師会（以下「乙」という。）及び小川薬剤師会（以下「丙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、吉見町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙及び丙の協力について、必要な事項を定める。

(薬剤医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、薬剤医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 甲は前項の要請をしたことにより、丙への要請をしたものとみなす。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、丙と連携して薬剤医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、同時期に複数の市町村から要請があった場合は、派遣の優先順位を甲、乙及び丙協議の上、決めるものとする。

4 薬剤医療救護班の構成等は、甲、乙及び丙協議の上別途定める。

(薬剤医療救護班の業務)

第3条 乙及び丙が派遣する薬剤医療救護班は、甲が設置する救護所及び医薬品の集積所等において、次の各号に掲げる医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導

(2) 救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け、管理

(3) その他必要な業務

(薬剤医療救護班の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第5条 医療救護活動において使用する医薬品等は、当該薬剤医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

第6条 災害時の医療救護活動における調剤費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤医療救護班の編成及び派遣に要する経費
 - (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品等に係る実費
 - (3) 薬剤医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 薬剤医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

- 第8条 この協定に基づき薬剤医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合、甲は、乙及び丙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。
- 2 薬剤医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(訓練)

- 第9条 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(平時における連絡調整)

- 第10条 甲、乙及び丙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整を図るものとする。
- 2 前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、変更し更新するものとする。

(細則)

- 第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

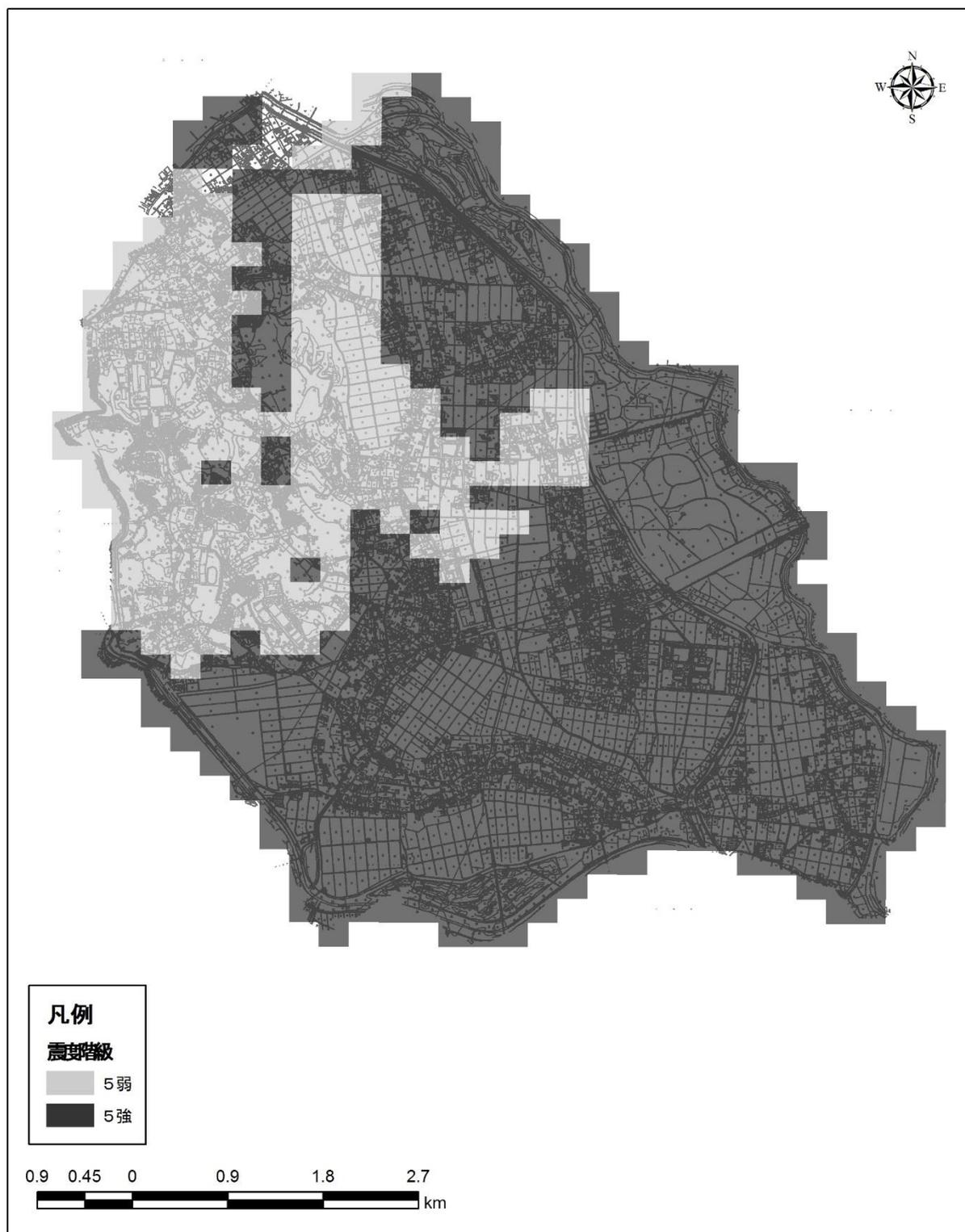
令和4年3月30日

《3. 地震被害想定結果等》

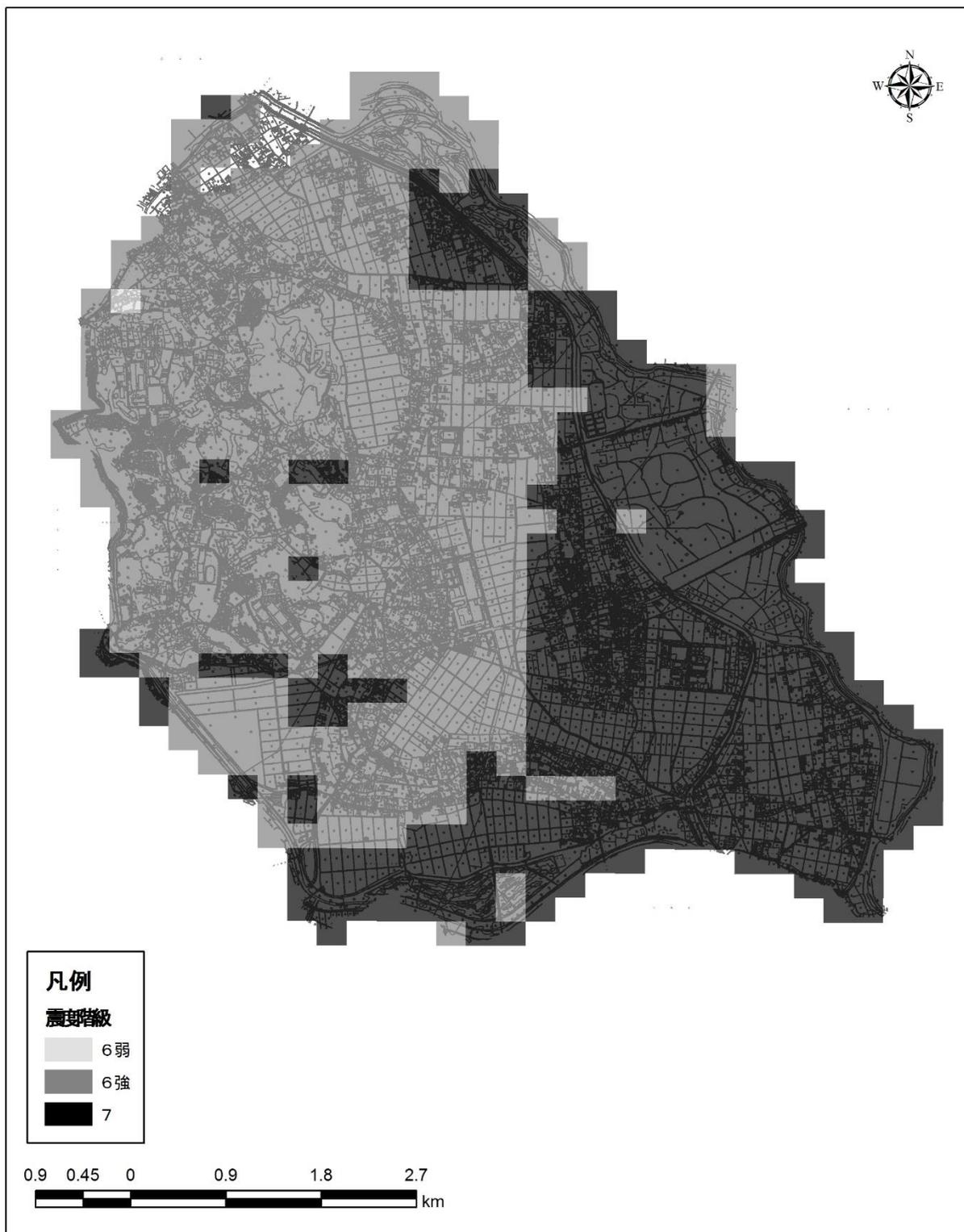
資料3.1 震度分布図(埼玉県地震被害想定調査結果)

■震度階級分布図(茨城県南部地震)

【平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査】



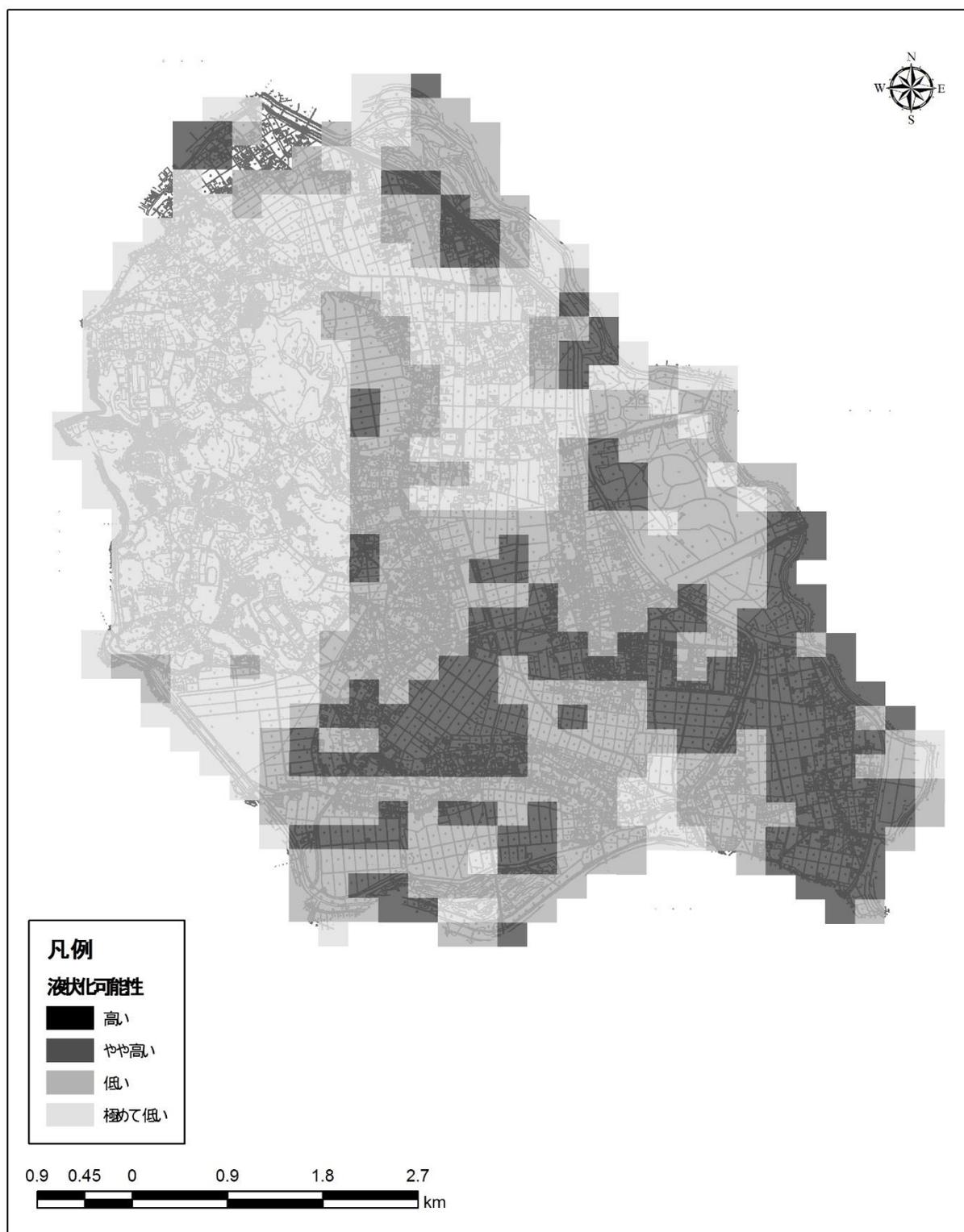
■震度階級分布図(関東平野北西縁断層帯地震(中央))
【平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査】



資料3. 2 液状化可能性分布図(埼玉県地震被害想定調査結果)

■液状化可能性分布図(茨城県南部地震)

【平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査】



■液状化可能性分布図(関東平野北西縁断層帯地震(中央))
【平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査】



《4. 土砂災害危険区域等》

資料4.1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定一覧

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定一覧

[令和2年11月現在]

番号	区域の名称	所在地 (大字)	警戒区域 (特別警戒区域)	土砂災害の種類	告示年月日
1	南吉見(上部斜面)	南吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	H21.3.6
2	南吉見(下部斜面)		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
3	湖畔		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
4	根古屋	北吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	H25.12.3
5	流川-5	南吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
6	北吉見	北吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
7	黒岩-3	黒岩	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
8	黒岩-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
9	黒岩-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
10	田甲-1	田甲	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
11	田甲-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
12	天王山-1	北吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
13	天王山-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
14	黒岩-1-1	黒岩	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
15	黒岩-2-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
16	黒岩-3-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
17	流川-6	南吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
18	根古屋-2	北吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
19	天王山-1-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
20	天王山-1-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
21	天王山-1-3		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
22	日向山-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
23	日向山-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
24	長谷-1-1	長谷	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
25	長谷-1-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
26	長谷-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
27	新吉見-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
28	新吉見-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
29	天王山-3	北吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	
30	新吉見-3	長谷	○/(○)	急傾斜地の崩壊	

番号	区域の名称	所在地 (大字)	警戒区域 (特別警戒区域)	土砂災害の種類	告示年月 日
31	長谷-3-1	長谷	○/(○)	急傾斜地の崩壊	H28.3.29
32	長谷-3-2		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
33	流川	南吉見	○/(○)	急傾斜地の崩壊	H29.4.7
34	流川-1		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
35	流川-3		○/(○)	急傾斜地の崩壊	
36	流川-4		○/(×)	急傾斜地の崩壊	
37	松ノ平	長谷	○/(○)	急傾斜地の崩壊	R2.10.20

注)位置については、吉見町防災ハザードマップを参照
資料)埼玉県ホームページ(埼玉県土砂災害警戒区域)

資料4.2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

■急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号			箇所名	所在地(大字)	自然/人工
1	11105	I	0201	松ノ平	北吉見	人工
2	11105	I	0202	流川	南吉見	人工
3	11105	I	0203	根古屋	北吉見	自然
4	11105	I	0204	流川	南吉見	自然
5	11105	I	0205	流川	南吉見	自然
6	11105	I	0206	流川	南吉見	自然
7	11105	I	0207	長谷	長谷	自然
8	11105	I	0208	北吉見	北吉見	自然
9	11105	I	0209	長谷	長谷	自然
10	11105	I	0210	大沼	南吉見	自然
11	11105	I	0211	南吉見	黒岩	自然
12	11105	II	0212	南吉見	南吉見	人工
13	11105	II	0220	天王山-1	北吉見	自然
14	11105	II	0221	天王山-2	北吉見	自然
15	11105	II	0213	黒岩-1	黒岩	自然
16	11105	II	0214	黒岩-2	黒岩	自然
17	11105	II	0215	田甲-1	田甲	自然
18	11105	II	0216	田甲-2	田甲	自然
19	11105	II	0217	湖畔	南吉見	自然
20	11105	II	0218	流川-1	南吉見	自然
21	11105	II	0219	流川-2	南吉見	自然
22	11105	III	0222	観音	御所	自然
23	11105	III	0223	久米田-3	久米田	自然
24	11105	III	0224	黒岩-1	黒岩	自然
25	11105	III	0225	黒岩-2	黒岩	自然
26	11105	III	0226	黒岩-3	黒岩	自然
27	11105	III	0227	山ノ下	山ノ下	自然
28	11105	III	0228	湖畔	南吉見	自然
29	11105	III	0229	流川	南吉見	自然
30	11105	III	0230	根古屋-2	北吉見	自然
31	11105	III	0231	新吉見-1	北吉見	自然
32	11105	III	0232	新吉見-2	北吉見	自然
33	11105	III	0233	天王山-1	北吉見	自然
34	11105	III	0234	天王山-2	北吉見	自然
35	11105	III	0235	日向山-1	北吉見	自然
36	11105	III	0236	日向山-2	北吉見	自然
37	11105	III	0237	和名-1	和名	自然
38	111058	III	0238	和名-2	和名	自然

注)「急傾斜地崩壊危険箇所」は、国土交通省の要請により県が調査・公表したもので法的な位置づけはない。

資料4.3 ため池一覧

■防災重点ため池

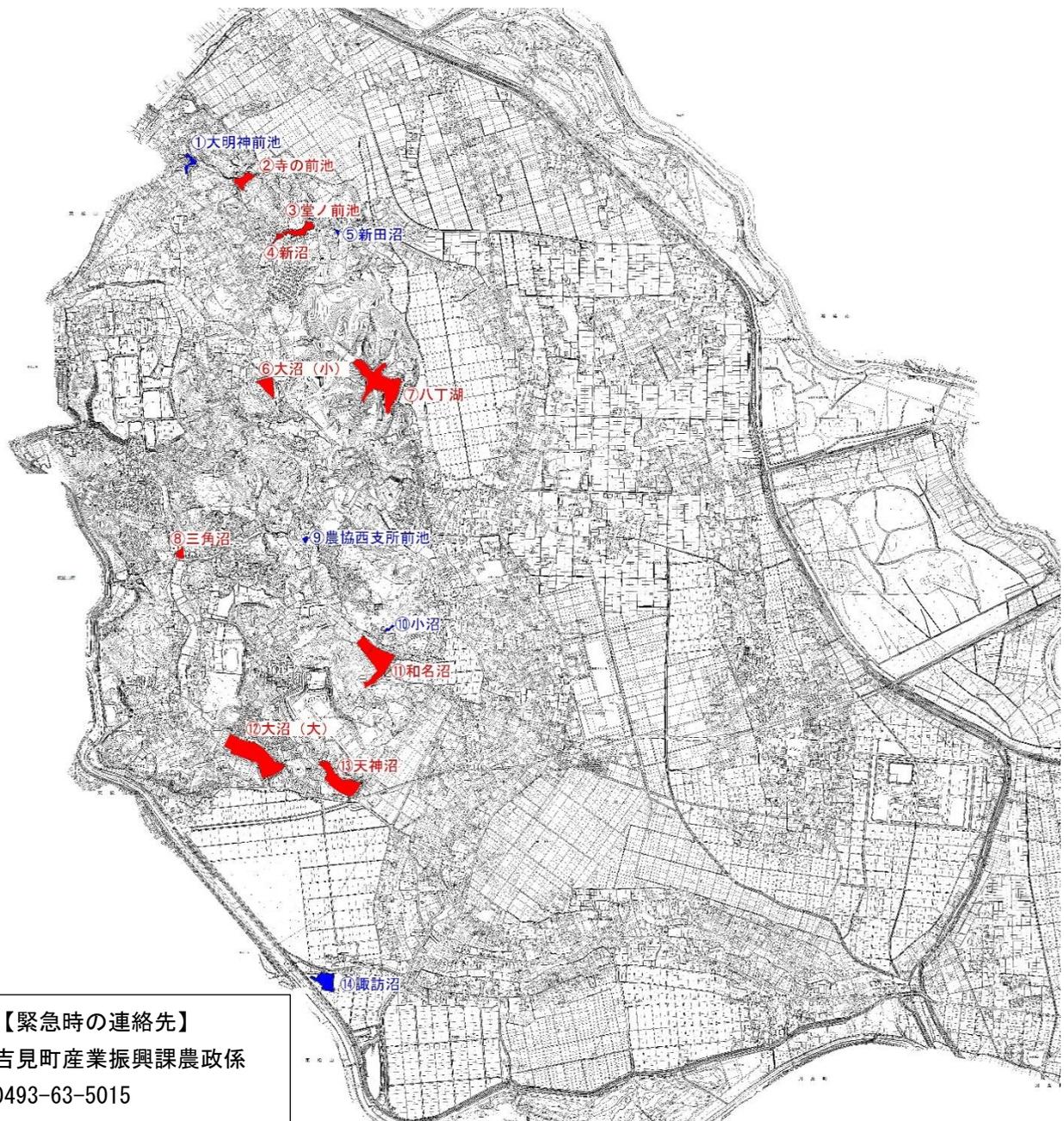
番号	ため池名称	所在地	貯水量 (m ³)
②	寺の前池	吉見町大字田甲1459	11,400
③	堂ノ前池	吉見町大字田甲1309	9,900
④	新沼	吉見町大字田甲1159	9,900
⑥	大沼(小)	吉見町大字長谷732	10,100
⑦	八丁湖	吉見町大字黒岩1110	105,500
⑧	三角沼	吉見町大字北吉見1704	2,100
⑪	和名沼	吉見町大字和名・久米田	35,500
⑫	大沼(大)	吉見町大字南吉見2103	102,200
⑬	天神沼	吉見町大字久米田612	37,000

注)防災重点ため池とは、地震等により堤体が決壊した場合、浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池のことをいう。

■防災重点ため池以外の農業用ため池

番号	ため池名称	所在地	貯水量 (m ³)
①	大明神前池	吉見町大字田甲 976	4,200
⑤	新田沼	吉見町大字田甲 1909	1,000
⑨	農協西支所前池	吉見町大字和名 69	1,000
⑩	小沼	吉見町大字和名 1262	1,000
⑭	諏訪沼	吉見町大字江綱 241	12,000

■ため池位置図

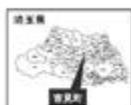


資料4. 4 大規模盛土造成地マップ

■大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地マップ (吉見町)

「大規模盛土造成地マップ」とは、谷間や斜面に大規模な盛土を行い宅地造成した場所（谷埋め盛土、覆付け盛土）のおおむねの範囲を示したものです。



地図の凡例

【行政界】

【谷埋め盛土造成地】

北は、谷間に20m以上の盛土を行い宅地造成した場所（谷埋め盛土）のおおむねの範囲を示したものです。



【覆付け盛土造成地】

谷間に20m以上の盛土を行い宅地造成した場所（覆付け盛土）のおおむねの範囲を示したものです。



お問い合わせは...

埼玉県都市整備部
都市計画課
総務指導係
TEL 0483-305478

吉見町まち整備課
都市計画係
TEL 0483-525028



≪ 5. 防災関連施設 ≫

資料5.1 活動拠点

■活動拠点

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	吉見町役場	下細谷 411	54-1511	町の災害対策本部の設置場所
2	東松山消防署 吉見分署	下細谷 1196-1	54-1558	町役場が被災した場合、災害対策本部の代替設置場所
3	西小学校	和名 50	54-1509	荒川が破堤又は越流し町役場が浸水した場合、災害対策本部の代替設置場所

資料5.2 食料等備蓄場所

■食料及び資機材等備蓄場所一覧

学校名	電話番号	所在地
東第一小学校(体育館防災倉庫)	54-1510	東野 5 丁目 20-1
東第二小学校(校舎4階防災倉庫)	54-1530	江和井 1555
南小学校(体育館防災倉庫)	54-1504	久保田 942-2
西小学校(校舎1階防災倉庫)	54-1509	和名 50
西が丘小学校(校舎1階防災倉庫)	54-7577	南吉見 2074-3
北小学校(体育館防災倉庫)	54-1500	地頭方 441
吉見町学校給食センター(倉庫)	54-1508	下細谷 37
よしみけやき保育所	54-1766	中新井 467

資料5.3 貯水・炊き出し施設等

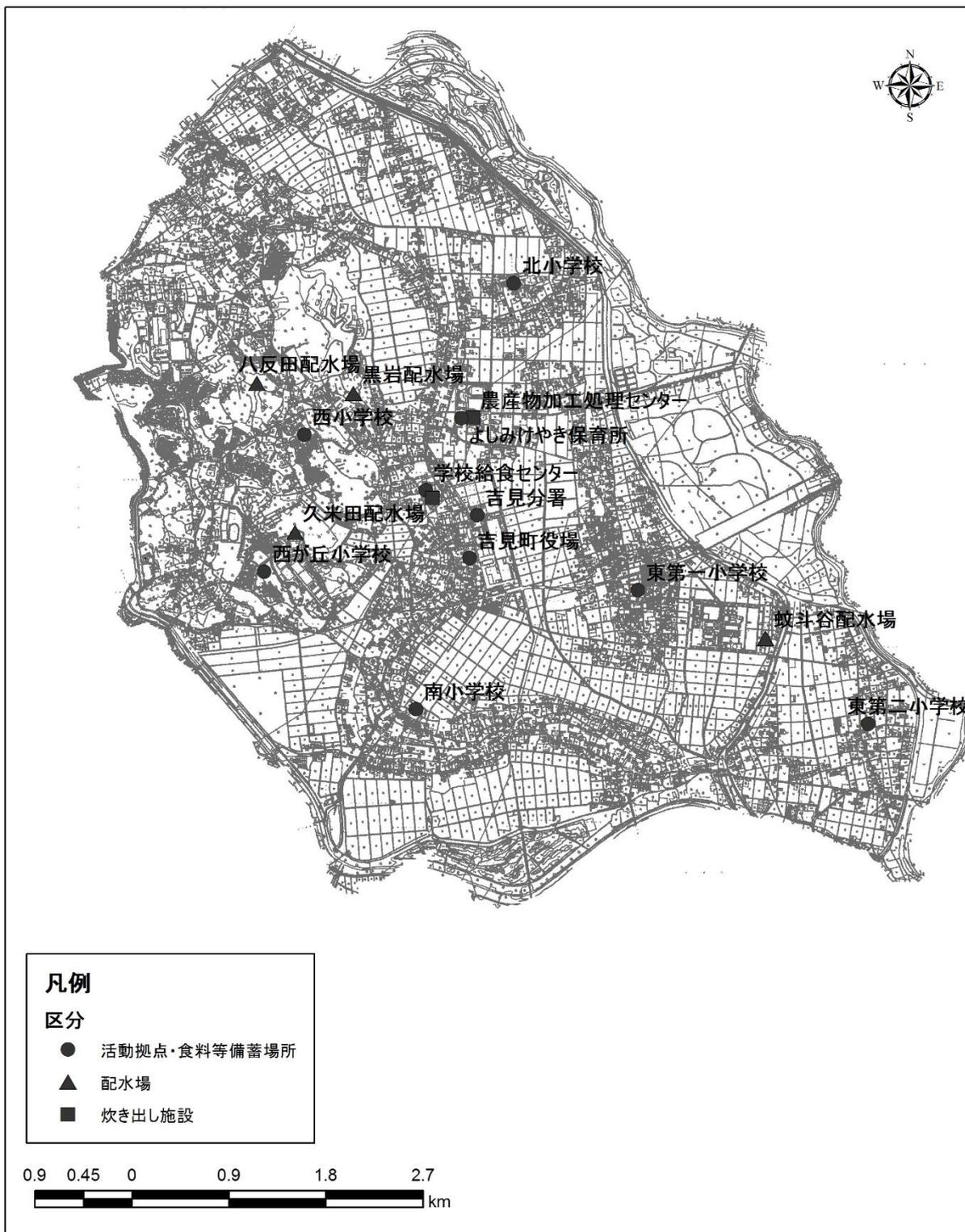
■配水場一覧

施設名	配水池貯水量	所在地
黒岩配水場	4.850 m ³	御所 296
蚊斗谷配水場	1.500 m ³	蚊斗谷 130
久米田配水場	6.150 m ³	久米田 1071
八反田配水場	450 m ³	北吉見 2236-2

■炊き出し実施場所

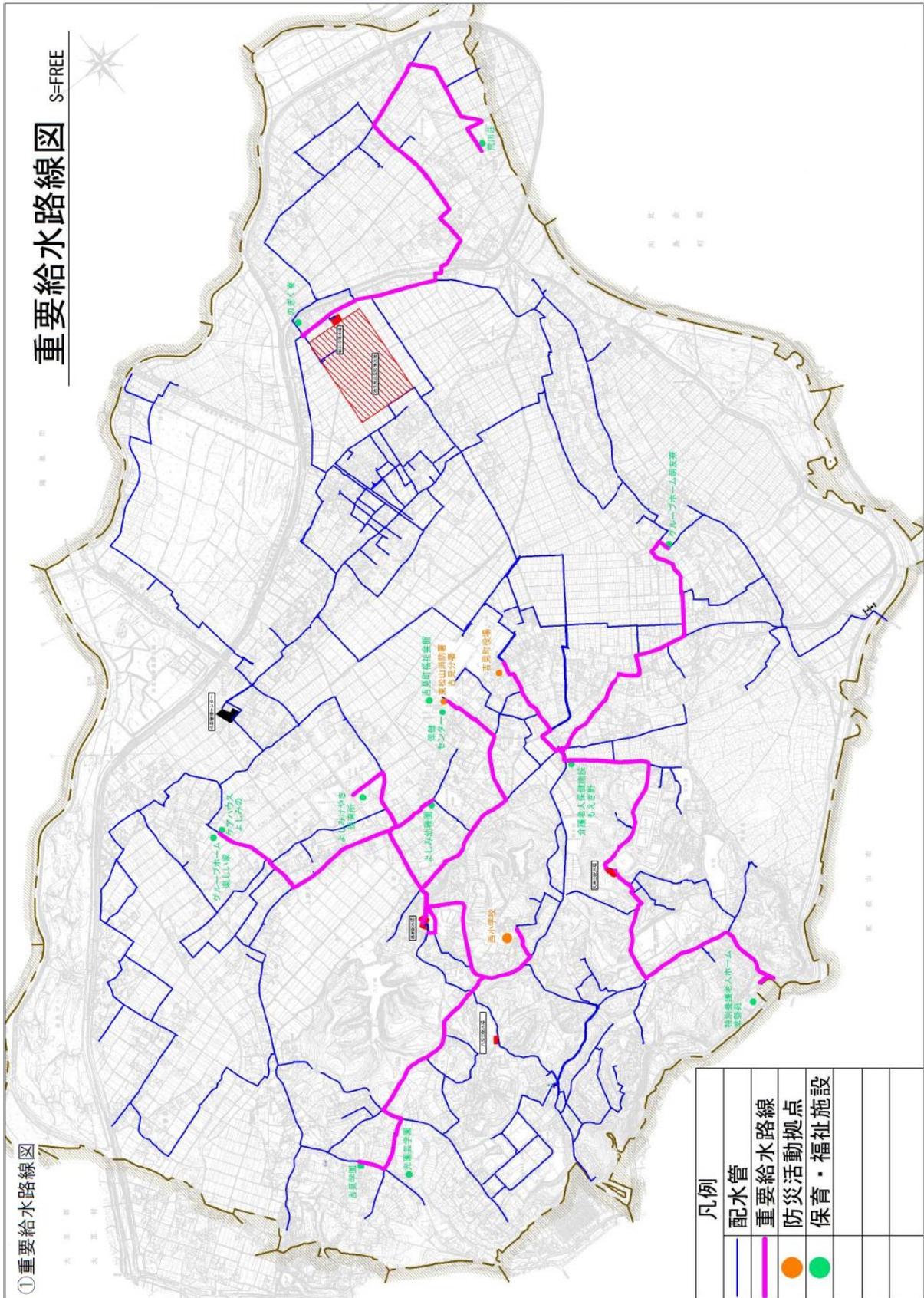
施設名	電話番号	所在地
吉見町学校給食センター	54-1508	下細谷 37
農産物加工処理センター	63-5015	中新井 500-1

■防災関連施設位置図

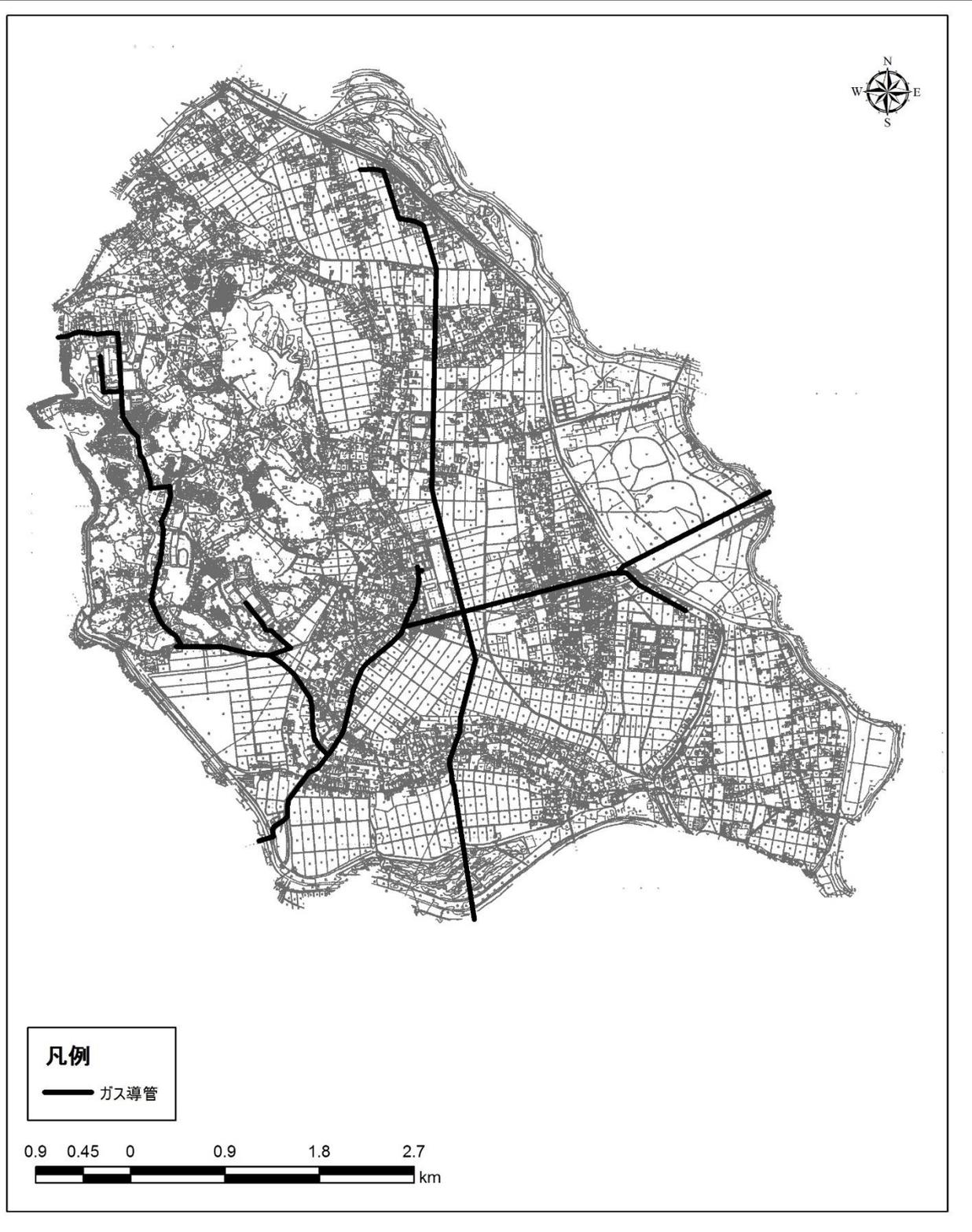


《6. ライフライン施設》

資料6.1 重要給水路線図(水道管)



資料6.2 ガス導管(中圧)埋設網図

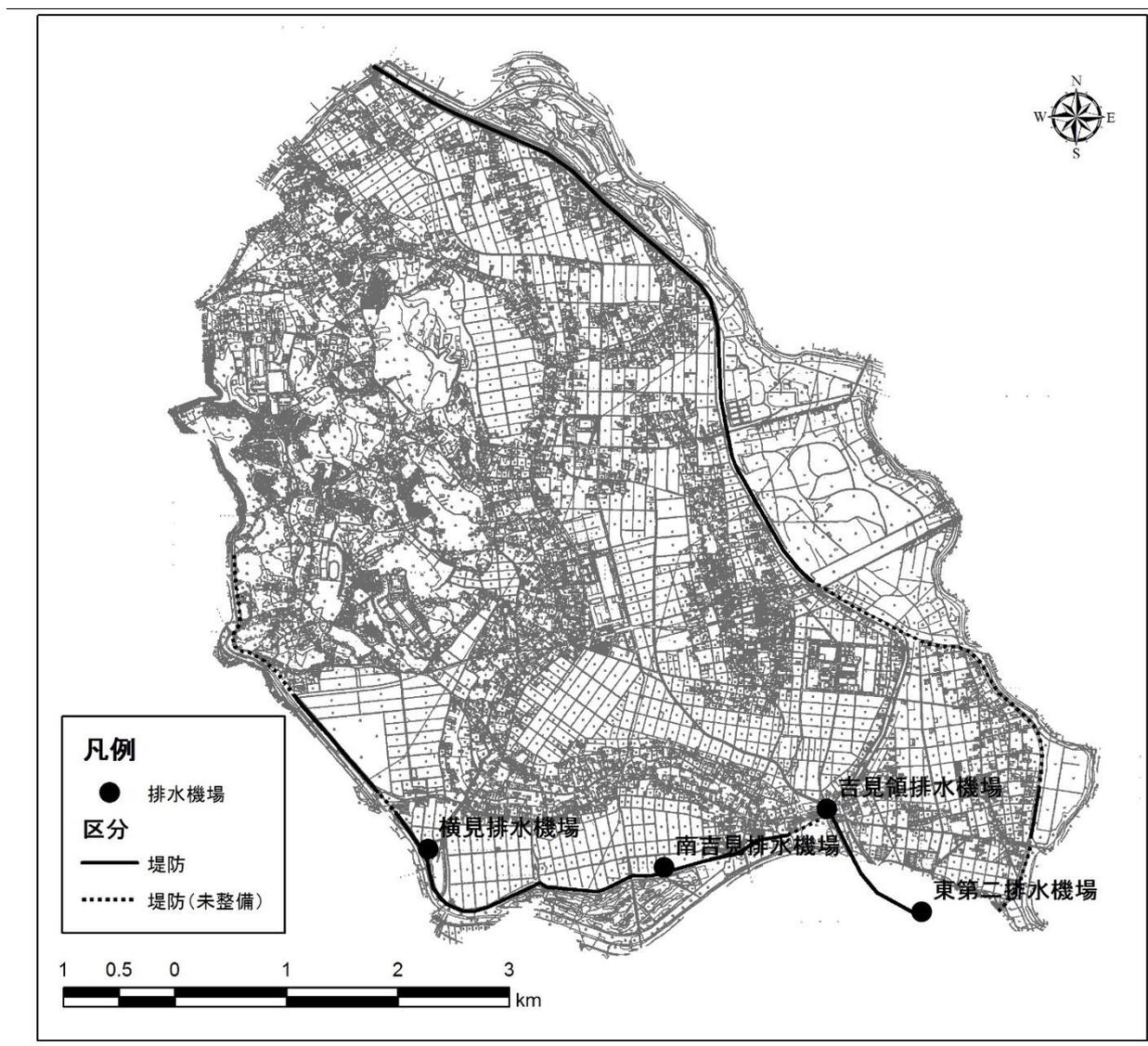


資料6.3 排水施設

■排水機場一覽

施設名	排水能力(m ³ /秒)	備考
横見排水機場	20.00	
南吉見排水機場	5.25	
吉見排水機場	21.00	
東第二排水機場	5.30	
合計	51.55	

■堤防整備状況及び排水機場等位置図



■下水道污水幹線網及び農業集落排水施設位置図



《7. 情報収集、広報活動関連》

資料7.1 気象庁震度階級関連解説表

『気象庁震度階級関連解説表』

(平成21年3月31日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物(住宅)、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(木造建物)

注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(鉄筋コンクリート造建物)

注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料7.2 防災気象情報と警戒レベルとの対応

■防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル

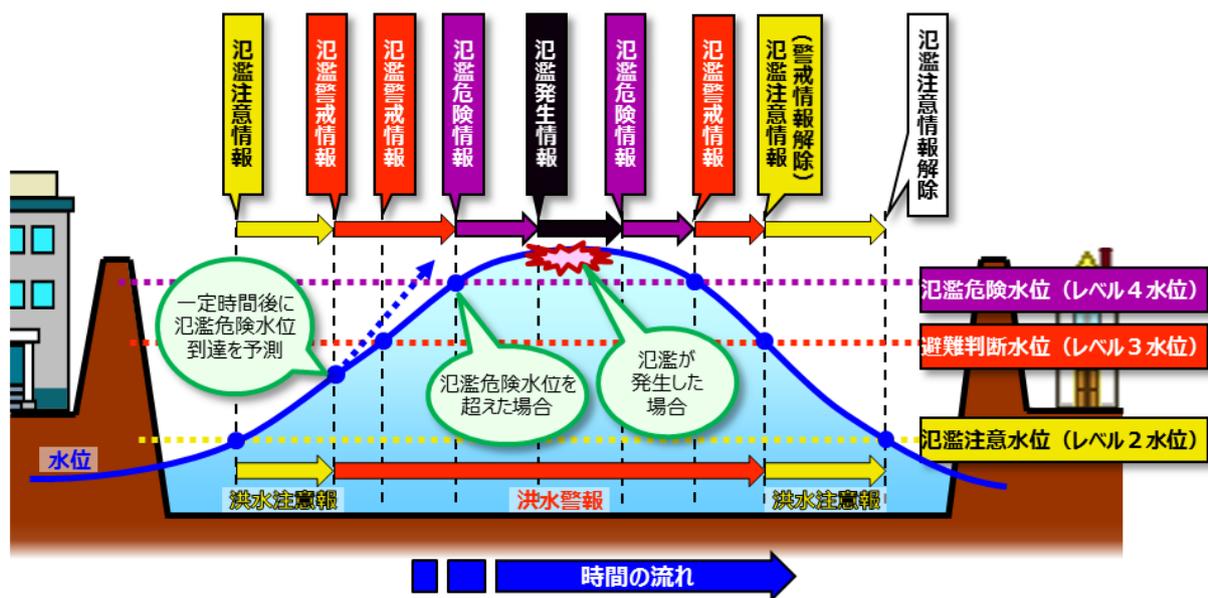
情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布 「非常に危険」(うす紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報 (土砂災害)※1 洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

資料) 気象庁ホームページ

■洪水予報河川に関する情報発表の流れ



資料) 気象庁ホームページ

資料7.3 竜巻予報の概要

1. 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

2. 竜巻の特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

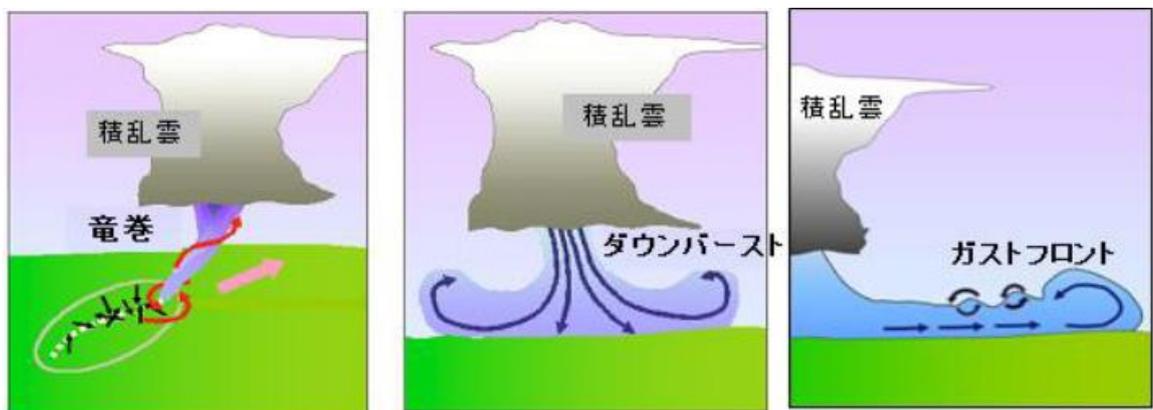
3. その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



資料) 気象庁ホームページ

4. 竜巻に関する気象情報

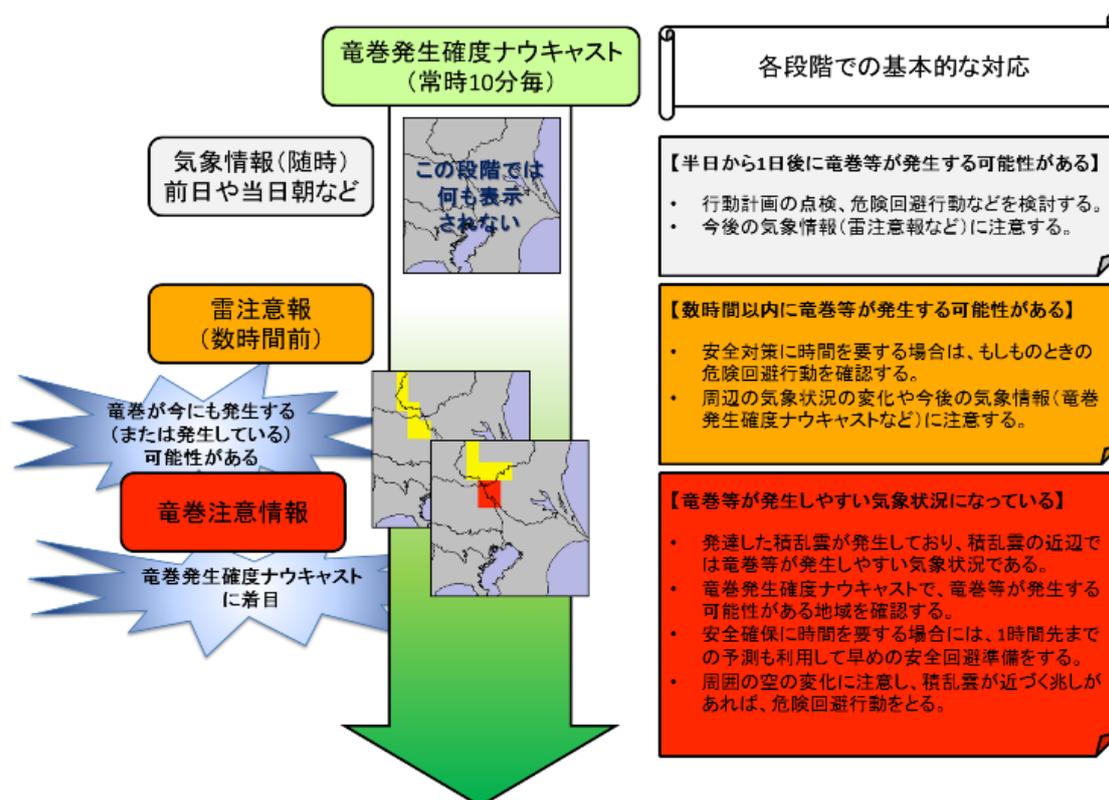
気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

(1) 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域(県など)に発表される。



資料) 気象庁ホームページ

(2) 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。一方、この情報は比較的広い範囲(おおむね一つの県)を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

《参考》

⇨ 「竜巻注意情報の概要」

竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約 1 時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。(「竜巻注意情報の発表例」参照)。

適中率は5%程度、補足率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

■【竜巻注意情報】の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分気象庁発表

埼玉県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

《参考》

🔗「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、10km 四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

発生確度2: 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

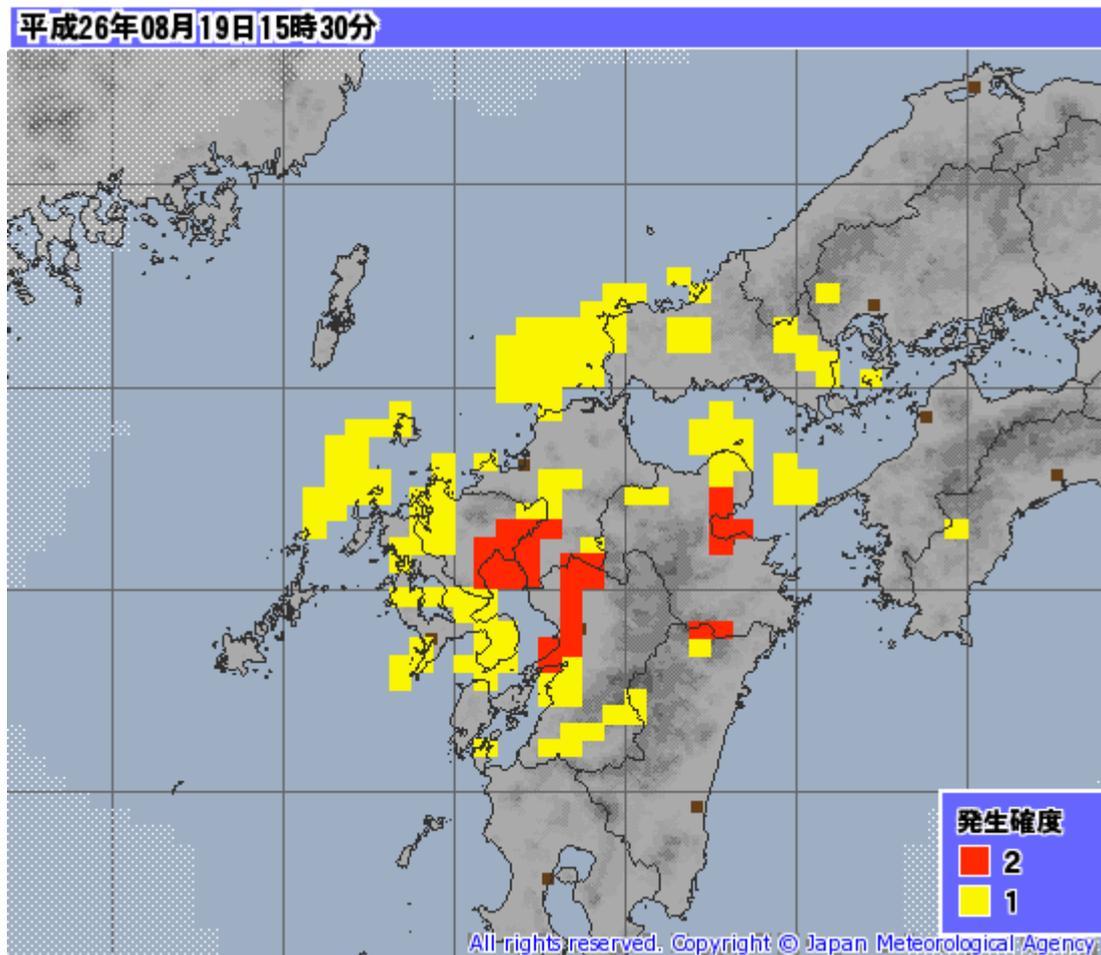
(適中率 7~14%、捕捉率 50~70%)

発生確度1: 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率 1~7%、捕捉率 80%)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

■竜巻発生確度ナウキャストの発表例



発生確度2	<p>竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。</p>
発生確度1	<p>竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。</p>

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

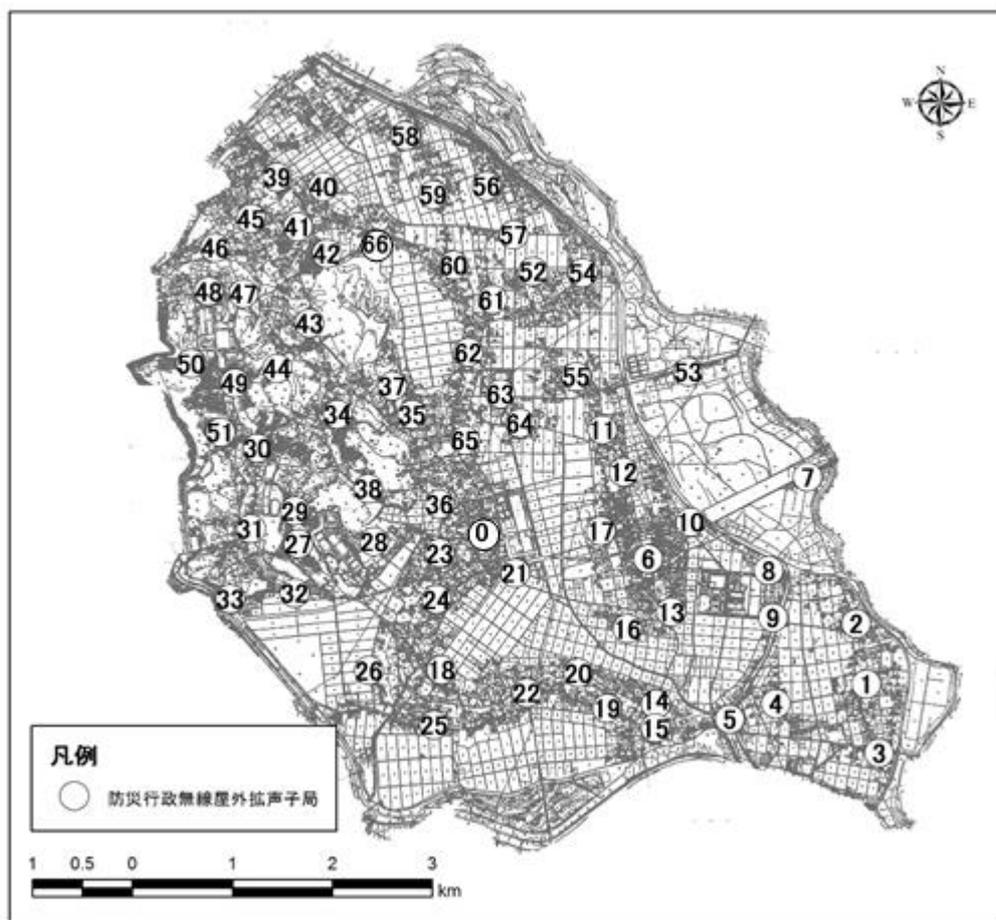
資料) 気象庁ホームページ

資料7.4 吉見町防災行政無線屋外拡声子局一覽

■吉見町防災行政無線屋外拡声子局一覽表

NO	局名	NO	局名	NO	局名	NO	局名
0	役場	17	谷口	34	西小	51	新吉見
1	東二小	18	南小	35	黒岩	52	北小
2	高蓮集会所	19	大串宿	36	和名	53	明秋
3	江和井交差点	20	大串登戸	37	御所団地	54	一ツ木
4	飯島新田東	21	吉見ヶ丘	38	和名西	55	今泉
5	飯島堤防下	22	大串上西	39	田甲寺裏	56	上砂東
6	東一小	23	久保田賀美	40	田甲東	57	地頭方
7	古名新田	24	横見神社	41	田甲集会所	58	中曽根
8	蚊斗谷	25	江綱	42	前山	59	上砂西
9	蚊斗谷切通し	26	江口	43	長谷大沼東	60	松崎
10	古名	27	西が丘小	44	篠山裏	61	本沢
11	北下砂	28	久米田	45	田甲中	62	上細谷
12	丸貫	29	日向山	46	田甲西	63	ふれあい広場
13	万光寺	30	北向地藏	47	長谷東	64	中新井東
14	荒子	31	根古屋	48	長谷西	65	中新井西
15	荒子下	32	流川大沼下	49	ひばりヶ丘	66	山の下
16	下銀谷	33	流川羽黒下	50	松の平		

■吉見町防災行政無線屋外拡声子局箇所図



《8. 救急・救護、医療関連》

資料8.1 トリアージタグ

『トリアージタグ』

(表面)

(裏面)

(災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 ○ I II III	
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他	
症状・傷病名			
特記事項			

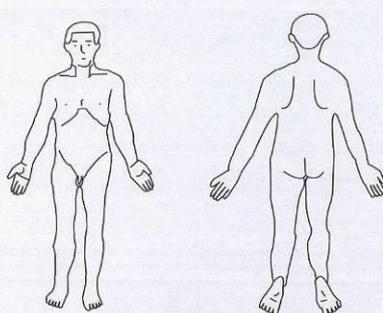
(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

特記事項



(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

資料8.2 救急病院・救急診療所一覧(東松山保健所管内)

■東松山保健所

所在地	連絡先	管内市町村
〒355-0037 東松山市若松町 2-6-45	電話:0493-22-0280 FAX:0493-22-4251	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、ときがわ町、東秩父村

■救急病院・救急診療所一覧(東松山保健所管内)

医療機関名	〒 郵便番号	所在地	電話番号 FAX 番号	診療科目
東松山市立市民病院	355-0005	東松山市 大字松山 2392	0493-24-6111 0493-22-0887	脳、眼、耳、リハ、放、麻、内、外、小、 皮、泌、整
東松山医師会病院	355-0021	東松山市 神明町 1-15-10	0493-22-2822 0493-22-8903	内、外、神内、呼、消、循、整、皮、 泌、リハ、放
医療法人緑光会 東松山病院	355-0008	東松山市 大字大谷 4160-2	0493-39-0303 0493-39-3739	精
医療法人 埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市 石橋 1721	0493-23-1221 0493-23-1220	内、外、神内、呼、消、胃、循、リウ、 整、形、脳、泌、肛、リハ、放、麻
医療法人 東征会 大谷整形外科病院	355-0036	東松山市 大字下野本 517	0493-24-5333 0493-24-5115	整、内、リハ
医療法人昭友会 埼玉森林病院	355-0807	比企郡滑川町 大字和泉 704	0493-56-3191 0493-56-4831	内、精、神、歯、皮
埼玉県立嵐山郷	355-0201	比企郡嵐山町 大字古里 1848	0493-62-6221 0493-62-8944	小、内、精、整、眼、耳、歯、婦、皮
医療法人 蒼龍会 武蔵嵐山病院	355-0077	東松山市大字 上唐子 1312-1	0493-81-7700 0493-81-6776	内、整、循、消、呼、泌、リハ、神内、リ ウ、外、糖尿病内科、腎臓内科、 人工透析内科
日本赤十字社 小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町 大字小川 1525	0493-72-2333 0493-72-2755	内、循、呼、精、神、外、消、整、泌、 脳、眼、婦、皮、耳、麻、放、乳腺・内 分泌外科
医療法人瀬川病院	355-0328	比企郡小川町 大字大塚 30-1	0493-72-0328 0493-72-0301	内、外、神内、呼、循、整、皮、泌、 胃、スポ、内視
医療法人社団 宏仁会小川病院	355-0317	比企郡小川町 大字原川 205	0493-73-2750 0493-72-5192	内、呼内、循内、人工透析内科、消 内、糖尿病内科、腎臓内科
医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	350-0123	比企郡川島町 大字畑中 478-1	049-297-2811 049-297-0535	内、リハ
医療法人社団 シャローム病院	355-0005	東松山市 大字松山 1496	0493-25-2979 0493-25-2723	内、外、皮、緩和ケア内科、乳腺外 科、小、人工透析内科、循内、神内

資料8.3 町内医療関連施設一覧

■病院・医院等

名 称	所在地	電 話	備 考
たばた小児科	久米田616-8	54-8822	西
森田クリニック	久米田859-1	53-2220	西
吉見クリニック	北吉見338-3	54-5656	西
白井医院	下細谷736	54-0062	南

■歯科医院

名 称	所在地	電 話	備 考
さくら歯科クリニック	大和田197-2	54-4182	東
田中歯科医院	東野2-5-10	54-0127	東
ポンポン山歯科医院	田甲705-1	81-3636	西
関歯科医院	下細谷940-1	54-3386	南
吉見歯科医院	久保田1901-2	54-0487	南
小岩井歯科医院	松崎400	54-7425	北

■接骨院

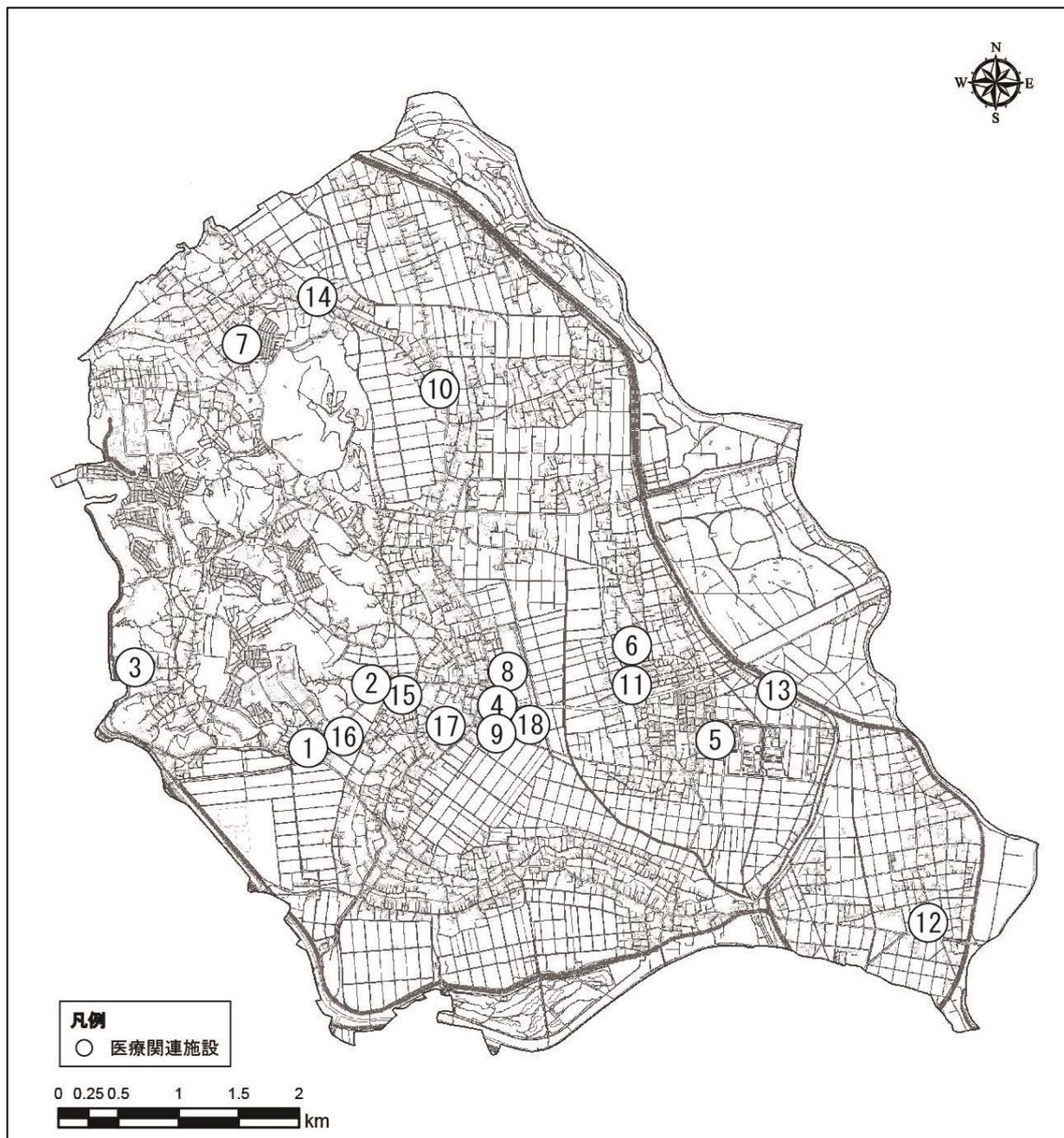
名 称	所在地	電 話	備 考
おおやま接骨院	東野2-14-5	54-8186	東
吉見なまい接骨院	江和井497-2	81-7660	東
吉見接骨院	大和田741	54-8167	東
山崎接骨院	山ノ下886	54-8059	西

■薬局

名 称	所在地	電 話	備 考
フラワー薬局	久米田76-1	54-7686	西
吉見薬局	久米田618-1	54-8181	西
ウエルシア薬局吉見店	久保田1413	54-6925	南
ドラッグストアセキ吉見店	久保田 1758-1	53-0200	南

注)備考は町における地域区分

■医療関連施設位置図



番号	名称	番号	名称
1	たばた小児科	10	小岩井歯科医院
2	森田クリニック	11	おおやま接骨院
3	吉見クリニック	12	吉見なまい接骨院
4	白井医院	13	吉見接骨院
5	さくら歯科クリニック	14	山崎接骨院
6	田中歯科医院	15	フラワー薬局
7	ポンポン山歯科医院	16	吉見薬局
8	関歯科医院	17	ウエルシア薬局吉見店
9	吉見歯科医院	18	ドラッグストアセキ吉見店

資料8.4 災害拠点病院(埼玉県)

■災害拠点病院(埼玉県)

[令和4年3月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 229-1	048-626-0011
○医療法人社団 愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団 東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	0570-01-1114

注)「病院名」欄の「◎」は、「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「災害拠点病院」を示す。

資料8.5 救命救急センター(埼玉県)

■救命救急センター(埼玉県)

[令和4年3月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター 小児救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院 高度救命救急センター	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
埼玉県立小児医療センター (小児救急救急センター)	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200

資料8.6 災害時連携病院(埼玉県)

■災害時連携病院(埼玉県)

[令和3年4月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
社会医療法人熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111
医療法人埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市石橋 1721	0493-23-1221
社会医療法人入間川病院	350-1307	狭山市祇園 17-2	04-2958-6111
社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川 2-37-20	04-2953-6611
越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷 10-32	048-965-2221
社会医療法人ジャパンメディカルアライア ンス東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	354-0044	入間郡三芳町北永井 997-5	049-274-7666
日本赤十字社小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町小川 1525	0493-72-2333

《9. 輸送、交通》

資料9.1 緊急輸送道路指定状況

■緊急輸送道路

指定区分	指定路線	備考
県指定1次緊急輸送道路	主要地方道東松山鴻巣線	町内全区間
県指定2次緊急輸送道路	一般県道小八林久保田下青鳥線	吉見町役場 ～吉見町下細谷 (東松山鴻巣線との交差点)
町指定緊急輸送道路	一般県道小八林久保田下青鳥線	吉見町役場 ～吉見町下細谷 (東松山鴻巣線との交差点)
	一般県道今泉東松山線	糠田橋～不動橋
	主要地方道東松山桶川線	東松山鴻巣線(久米田交差点) ～荒井橋
	大里比企広域農道(町道101号線)	町内全区間
	町道222号線(ネオ通線)	今泉東松山線～東松山市境
	町道112号線	東松山鴻巣線(久米田交差点) ～市野川橋

資料9.2 緊急時ヘリコプター離発着場及び災害派遣部隊等の活動拠点

■緊急時ヘリコプター離発着場

離発着場	所在地	連絡先	管理者
ふれあい広場	小新井 142	54-5625	吉見町
吉見総合運動公園	今泉 141	54-4701	埼玉県(指定管理者)
学校法人後藤学園 武蔵丘短期大学総合グラウンド	北吉見 1503-1	—	

※上記のほか、各小中学校グラウンドを状況に応じて活用する。

※ふれあい広場は、埼玉県ドクターヘリ離発着場

※吉見総合運動公園は、埼玉県飛行場場外離発着場

■災害派遣部隊等の活動拠点

拠点候補地	所在地	連絡先	管理者
ふれあい広場	小新井 142	54-5625	吉見町
吉見町民会館(フレサよしみ)南側駐車場	中新井 508	53-1331	吉見町
道の駅いちごの里よしみ	久保田 1737	53-1530	(有)いちごの里よしみ
学校法人後藤学園 武蔵丘短期大学総合グラウンド	北吉見 1503-1	—	

■ 緊急輸送道路網図及び緊急ヘリポート等位置図



《10. 避難活動、要配慮者関連》

資料 10.1 指定緊急避難場所一覧

町は、発災直後の緊急に避難する場所として、災害の種類に応じて指定する「指定緊急避難場所」を、以下に示すように「地震」「洪水」及び「土砂災害」に分けて指定した。

避難後は、被害状況に応じ指定避難所等に避難する。

また、物資輸送の配給及び中継地等に使用するとともに、一部避難場所は被害状況により応援部隊等活動拠点とする。

■指定緊急避難場所一覧(地震)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分
				地震
1	東第一小学校	東野 5-20-1	54-1510	○
2	東公民館	蚊斗谷 132	54-4655	○
3	東第二小学校	江和井 1555	54-1530	○
4	荒川荘	大串 2843	54-4768	○
5	東野ふれあいセンター	東野 5-15-7	54-9160	○
6	南小学校	久保田 942-2	54-1504	○
7	吉見中学校	下細谷 1	54-1525	○
8	吉見町役場	下細谷 411	54-1511	○
9	勤労福祉センター	下細谷 1210	—	○
10	保健センター	下細谷 1212	54-3120	○
11	悠友館	下細谷 1213	53-0526	○
12	福祉会館	下細谷 1216-1	54-5228(社協)	○
13	西小学校	和名 50	54-1509	○
14	西が丘小学校	南吉見 2074-3	54-7577	○
15	西公民館	北吉見 2823	54-4545	—
16	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○
17	埋蔵文化財センター	北吉見 321	54-9111	○
18	フレンドシップ・ハイツよしみ	黒岩 602	54-2030	○
19	北小学校	地頭方 441	54-1500	○
20	町民体育館	中新井 493-1	54-5625	○
21	B&G海洋センター体育館	中新井 497	—	○
22	町民会館(フレサよしみ)	中新井 508	53-1331	○
23	よしみけやき保育所	中新井 467	54-1766	○
24	ふれあい広場	小新井 142	54-5625	○
25	道の駅いちごの里よしみ	久保田 1737	53-1530	○
26	東部街区第1公園	東野 2-11	—	○
27	東部街区第2公園	東野 3-12	—	○
28	東部街区第4公園	東野 6-4	—	○

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分
				地震
29	東部街区第5公園	東野 5-21	—	○
30	東部街区第6公園	東野 4-12	—	○
31	東部街区第3公園(成城台公園)	東野 5-4-1	—	○
32	東部街区第7公園(柿の木台公園)	東野 5-30	—	○
33	永府公園	西吉見 604-1	—	○
34	大沼下公園	長谷 509-7	—	○
35	憩いの森公園	長谷 1839	—	○
36	八幡公園	長谷 1931	—	○
37	越中公園	長谷 1953	—	○
38	前山公園	田甲 1235	—	○
39	さくら台公園	北吉見 3940-23	—	○
40	南吉見公園	北吉見 3933-1	—	○
41	天王山自然公園	北吉見 1670	—	○
42	六の谷公園	長谷 726	—	○
43	御所団地公園	御所 246-1	—	○
44	吉見ヶ丘公園	久保田 1887-27	—	○

■指定緊急避難場所一覧(洪水)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分
				洪水
1	東第一小学校	東野 5-20-1	54-1510	○3階以上
2	東第二小学校	江和井 1555	54-1530	○3階以上
3	南小学校	久保田 942-2	54-1504	○3階以上
4	吉見中学校	下細谷 1	54-1525	○3階以上
5	吉見町役場	下細谷 411	54-1511	○3階以上
6	西小学校	和名 50	54-1509	○
7	西が丘小学校	南吉見 2074-3	54-7577	○
8	西公民館	北吉見 2823	54-4545	○
9	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○
10	埋蔵文化財センター	北吉見 321	54-9111	○
11	フレンドシップ・ハイムよしみ	黒岩 602	54-2030	○
12	北小学校	地頭方 441	54-1500	○3階以上

■指定緊急避難場所一覧(土砂災害)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分
				土砂災害
1	西小学校	和名 50	54-1509	○
2	西公民館	北吉見 2823	54-4545	○
3	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○

注)「土砂災害」については、上記施設のほか、各地区により、集会所などの一時避難場所も合わせて各地区ごとにマニュアルで定めている。

資料 10.2 指定避難所一覧

町は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設として町内の小・中学校体育館等を「指定避難所」として指定した。

※平時における各避難所の収容人員は、1人×2㎡で算定する。新型コロナウイルス感染症を含む感染症の伝播の恐れがある場合は1人×4㎡で算定するため、平時の半数の人員になる。

■指定避難所一覧(地震)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				地震	
1	東第一小学校	東野 5-20-1	54-1510	○	350
2	東第二小学校	江和井 1555	54-1530	○	250
3	南小学校	久保田 942-2	54-1504	○	340
4	吉見中学校	下細谷 1	54-1525	○	500
5	悠友館	下細谷 1213	53-0526	○	140
6	西小学校	和名 50	54-1509	○	330
7	西が丘小学校	南吉見 2074-3	54-7577	○	360
8	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
9	北小学校	地頭方 441	54-1500	○	340
10	町民体育館	中新井 493-1	54-5625	○	720
合計					3,430

■指定避難所一覧(洪水)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				洪水	
1	西小学校	和名 50	54-1509	○	330
2	西が丘小学校	南吉見 2074-3	54-7577	○	360
3	西公民館	北吉見 2823	54-4545	○	100
4	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
合計					890

■指定避難所一覧(土砂災害)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				土砂災害	
1	悠友館	下細谷 1213	53-0526	○	140
2	西小学校	和名 50	54-1509	○	330
3	西公民館	北吉見 2823	54-4545	○	100
4	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
合計					670

資料 10.3 補助避難所一覧

町は、指定避難所に避難者を収容できない場合は、補助避難所として以下の公共施設を使用する。
また、一部の補助避難所は物資集積地として使用する。

■補助避難所一覧(地震)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				地震	
1	東公民館	蚊斗谷 132	54-4655	○	80
2	東野ふれあいセンター	東野 5-15-7	—	○	90
3	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
4	フレンドシップ・ハイツよしみ	黒岩 602	54-2030	○ 体育館を除く	570 (230)
5	B&G海洋センター体育館	中新井 497	—	○	350
6	町民会館(フレサよしみ)	中新井 508	53-1331	○	420
合計					1,610 (1,270)

注 1) 農村センター(南公民館)、西公民館、北公民館、フレンドシップ・ハイツよしみ体育館については、耐震診断及び耐震化など安全が確認・確保された場合に、「地震時」の補助避難所として指定を行う。

注 2) 地震時においては、避難者の状況により学校の空き教室なども避難所として検討する。

■補助避難所一覧(洪水)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				洪水	
1	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
2	フレンドシップ・ハイツよしみ	黒岩 602	54-2030	○	570
合計					670

注) 洪水時においては、近隣市町村へ避難所の提供を依頼し、避難所の確保を行う。

■補助避難所一覧(土砂災害)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	収容人員 (人)
				土砂災害	
1	東公民館	蚊斗谷 132	54-4655	○	80
2	東野ふれあいセンター	東野 5-15-7	—	○	90
3	フレンドシップ・ハイツよしみ	黒岩 602	54-2030	○	570
4	西部ふれあいセンター	北吉見 1717-1	—	○	100
合計					840

資料 10.4 指定福祉避難所一覧

町は、災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を收容するため福祉避難所を開設する。

また、指定避難所及び補助避難所に避難者を收容できない場合は、避難所として使用する。

■指定福祉避難所一覧表(地震)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	收容人員 (人)
				地震	
1	荒川荘	大串 2843	54-4768	○	140
2	保健センター	下細谷 1212	54-3120	○	140
3	悠友館	下細谷 1213	53-0526	○	140
4	福祉会館	下細谷 1216-1	54-5228(社協)	○	150
5	西が丘小学校(教室棟 1階)	南吉見 2074-3	54-7577	○	190
6	よしみけやき保育所	中新井 467	54-1766	○	240
7	西小学校(北校舎棟)	和名 50	54-1509	○	240
合計					1,240

■指定福祉避難所一覧表(洪水)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	收容人員 (人)
				洪水	
1	西が丘小学校(教室棟 1階)	南吉見 2074-3	54-7577	○	190
2	西小学校(北校舎棟)	和名 50	54-1509	○	240
合計					430

■指定福祉避難所一覧表(土砂災害)

番号	施設名	所在地	電話番号	災害区分	收容人員 (人)
				地震	
1	西が丘小学校(教室棟 1階)	南吉見 2074-3	54-7577	○	190
2	西小学校(北校舎棟)	和名 50	54-1509	○	270
合計					460

資料 10.5 要配慮者等関連施設

町内の要配慮者関連施設の一覧を以下に示す。

このなかで、町は、水防法に従い浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(表中○印の施設)に対して、洪水予報や避難情報等を伝達する必要がある。

なお、各施設の浸水想定区域内の有無は、荒川及び市野川について「吉見町防災ハザードマップ」を用いて判断した。

(1) 保育施設等

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域内	
				荒川	市野川
1	よしみ幼稚園	御所 146-2	54-0028	○	×
2	よしみけやき保育所	中新井 467	54-1766	○	○

注)○印は浸水想定区域内に位置することを示す。

(2) 社会福祉施設等(荒川浸水想定区域)

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域内
				荒川
1	吉見町保健センター	下細谷 1212	54-3120	○
2	吉見町地域活動支援センター 【吉見町福祉会館内】(NPO 法人ひばり)	下細谷 1216-1	54-8651	○
3	老人福祉センター荒川荘	大串 2843	54-4768	○
4	ケアハウスよしみの((社福)雄飛)	地頭方 333	54-5544	○
5	グループホーム楽しい家((社福)雄飛)	地頭方 422	54-8000	○
6	介護支援センター心 吉見	東野 6-6-25	53-4477	○
7	ふるさとホーム吉見	久保田 1489-3	53-0151	○
8	介護老人保健施設もえぎ野(緑恵会)	久米田 859-1	54-0021	○
9	デイサービスほほえみ(緑恵会)	久米田 78-1	53-3500	○
10	グループホーム萌友寮(NPO 法人萌友)	前河内 320-3	54-4667	○
11	障害者就労支援センターともだち (NPO 法人萌友)	前河内 321-2	54-4673	○
12	のぎく寮(NPO 法人のぎく会)	蚊斗谷 64-1	54-7104	○
13	吾妻(NPO 法人のぎく会)	東野 6-7-12	54-8615	○
14	ロワジュール月館(NPO 法人のぎく会)	東野 3-14-11	54-7104	○
15	大地の郷	久保田 445-3	54-1443	○
16	デイサービスなの花苑	飯島新田 780	54-1117	○
17	リハビリデイサービスいちご	谷口 143-1	81-6126	○
18	カノン	東野 4-11-5	54-7655	○
19	JA 埼玉中央いきいきデイサービスなごみ	前河内 71-1	54-7722	○
20	あすなろ吉見	下細谷 370	53-0155	○
21	縁 berry	下細谷 729-1	81-3986	○
22	放課後デイサービス peu à peu よしみ	東野 3-14-2	81-3128	○

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域内	
				荒川	
23	サポート 友	久保田 1730-1	54-5205	○	

注)○印は浸水想定区域内に位置することを示す。

(2-1) 社会福祉施設等(市野川浸水想定区域)

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域内※	
				荒川	市野川
1	介護支援センター心 吉見	東野 6-6-25	53-4477	○	
2	デイサービスほほえみ(緑恵会)	久米田 78-1	53-3500	○	
3	グループホーム萌友寮(NPO 法人萌友)	前河内 320-3	54-4667	○	
4	障害者就労支援センターともだち(NPO 法人萌友)	前河内 321-2	54-4673	○	
5	のぎく寮(NPO 法人のぎく会)	蚊斗谷 64-1	54-7104	○	
6	吾妻(NPO 法人のぎく会)	東野 6-7-12	54-8615	○	
7	リハビリデイサービスいちご	谷口 143-1	81-6126	○	
8	JA 埼玉中央いきいきデイサービスなごみ	前河内 71-1	54-7722	○	
9	あすなる吉見	下細谷 370	53-0155	○	
10	縁 berry	下細谷 729-1	81-3986	○	
11	放課後デイサービス peu à peu よしみ	東野 3-14-2	81-3128	○	
12	サポート 友	久保田 1730-1	54-5205	○	

注)○印は浸水想定区域内に位置することを示す。

(2-2) 社会福祉施設等(荒川・市野川浸水想定区域該当なし)

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域内※	
				荒川	市野川
1	特別養護老人ホーム常磐苑	北吉見 350	54-1333	×	
2	吉見学園	田甲 789	54-0055	×	
3	光園芸学園	田甲 436	54-2513	×	
4	リハビリデイサービスやまざき	山ノ下 886	81-6604	×	

注)○印は浸水想定区域内に位置することを示す。

資料 10. 6 要配慮者別の防災知識の周知

■要配慮者別の防災知識の周知

要配慮者	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会(例)
・一般高齢者	・日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。 ・近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。	・一般的な防火防災対策(自宅・外出先) ・身体機能等の低下に備えた防火防災対策	・チラシ、パンフレット ・防災訓練 ・一般高齢者の集う各種行事(老人クラブ等)での周知
・在宅ねたきり高齢者 ・在宅認知症の高齢者	・本人よりもその介護者(女性が多い)を対象とした周知となる。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	・災害に備えた家庭内の予防対策(家具の転倒防止、出火防止等) ・災害の場合の対処方法(特に避難方法) ・防災行動力向上のための諸制度のPR(防災用具、住宅対策)	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
・虚弱高齢者 ・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者夫婦のみ世帯	・特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難	・災害に備えた家庭内の予防対策(家具の転倒防止、出火防止等) ・災害の場合の対処方法(特に避難方法) ・災害に関する情報の伝達(高齢者から防災機関、防災機関から高齢者方法)	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導
・身体障がい者 ・身体障がい児 ・知的障がい者 ・知的障がい児 ・精神障がい者 ・精神障がい児	・障がいの種類によって周知内容が異なる。 ・介護者を対象とした周知に配慮する必要がある。 ・本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。	・災害に備えた家庭内の予防対策(家具の転倒防止、出火防止等) ・災害の場合の対処方法(特に避難方法) ・防災行動力向上のための諸制度のPR(防災用具、住宅対策)	・在宅保健福祉サービスを通じての周知 ・スポーツ大会等参加行事での周知 ・学校での防災教育(学級懇談等) ・民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導 ・医療機関、カウンセラーと連携した周知、指導

《11. 自主防災組織関連》

資料 11.1 吉見町自主防災組織一覧

[令和4年3月現在]

地区	施行年度	組織名
東	H16	成城台
東	H17	柿ノ木台
東	H21	ニュータウン江和井
東	H22	万光寺
東	H22	高尾新田
東	H22	谷口
東	H22	丸貫台
東	H22	久保田新田
東	H22	丸貫
東	H22	飯島新田
東	H23	大和田
東	H23	江和井
東	H23	北下砂
東	H23	上銀谷
東	H23	古名
東	H23	新道
東	H23	蓮沼新田
東	H24	古名新田
東	H24	荒子下
東	H26	下銀谷
東	H27	蚊斗谷
東	H27	荒子上

地区	施行年度	組織名
南	H19	久保田賀美
南	H20	吉見ヶ丘
南	H24	江綱下
南	H24	江綱上
南	H24	下細谷上
南	H24	下細谷下
南	H24	江口
南	H25	久保田志久
南	H27	前河内東
南	H27	前河内西
南	H29	大串登戸
南	H29	大串台山
南	H29	大串上西
南	H29	大串毘沙門
南	H29	大串宿
南	H29	久保田中

地区	施行年度	組織名
西	H8	ひばりヶ丘
西	H8	湖畔
西	H10	天王山
西	H11	松ノ平
西	H16	たつみ平
西	H17	南吉見
西	H18	前山
西	H18	御所団地
西	H19	学校前
西	H20	六ノ谷
西	H21	根古屋
西	H22	八反田
西	H22	観音
西	H22	和名1
西	H22	和名2
西	H23	新吉見
西	H23	黒岩
西	H23	長谷
西	H24	御所
西	H24	流川
西	H24	久米田
西	H26	日向山
西	H26	田甲
西	H26	みどりヶ丘
西	H29	さくら台
西	H30	山ノ下

地区	施行年度	組織名
北	H22	中新井
北	H22	地頭方
北	H22	一ツ木
北	H22	小新井
北	H22	上砂
北	H24	今泉
北	H24	明秋
北	H24	本沢
北	H24	松崎
北	H25	上細谷
北	H27	中曾根

《12. 災害救助法関連》

資料 12. 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二五年十月一日から適用する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百三〇円以内とすること。
- ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な拝領を必要とするものに供与する品所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該施設において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生のい日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

二 応急仮設住宅

応急住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資金力では住家を得ることができないものに、建築し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1)建設型応急住宅の設置にあたっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。

- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設定のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の、一切の経費として、五百七十一万四千円とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は接近する敷地内におおむね五十戸異常設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生に日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない事。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、資金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、火災発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他

資料編

生活必需品を喪失又は損傷等により、生活上必要な被覆、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

一人世帯

一万八千八百円(夏季)

三万二千二百円(冬季)

二人世帯

二万四千二百円(夏季)

三万九千二百円(冬季)

三人世帯

三万五千八百円(夏季)

五万六千二百円(冬季)

四人世帯

四万二千八百円(夏季)

六万五千七百円(冬季)

五人世帯

五万四千二百円(夏季)

八万二千七百円(冬季)

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

七千九百円(夏季)

一万千四百円(冬季)

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

一人世帯

六千百円(夏季)

一万円(冬季)

二人世帯

八千三百円(夏季)

一万三千百円(冬季)

三人世帯

一万二千四百円(夏季)

一万八千四百円(冬季)

四人世帯

一万五千百円(夏季)

二万九百円(冬季)

五人世帯

一万九千円(夏季)

二万七千六百元(冬季)

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

二千六百元(夏季)

三千六百元(冬季)

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

資料編

- 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次にあげる額以内とすること。
 - イ ロに挙げる世帯以外の世帯、五十九万五千元
 - ロ 半壊又は反証に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十万円
- 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する被害災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内)に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とすること。

イ 生業費

一件当たり 三万円

ロ 就職支度費

一件当たり 一万五千元

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期日程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童

一人当たり 四千五百円

(2) 中学校生徒

一人当たり 四千八百円

(3) 高等学校等生徒

一人当たり 五千二百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千元以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額 以内とすること。

資料編

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当(一人一日当たり)

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第三条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間芸勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との平均を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までにきていする者

業者その地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算し

た額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二一条に定める国庫負担行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の該当合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計金額以内とすること。

イ 三千万以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万を超え六千万以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第一三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第一四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。

前 文(抄)(平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号)

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号)

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十二号)

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号)

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成三十年三月三十一日内閣府告示第五十一号)

平成三十年四月一日から適用する。

資料編

前 文(抄)(平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号)

前 文(抄)(令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号)
令和元年十月一日から適用する。

前 文(抄)(令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号)
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する

前 文(抄)(令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号)
令和三年五月二十日から適用する。

前 文(抄)(令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号)
公布の日から施行する。

資料 12. 2 救助の特例等申請

1 救助の特例等申請

実施期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

実施期間、救助の内容に係る特例等の申請については、「様式1」から「様式 25」をもって県知事に提出する。

「様式 14. 5 救助の特例等申請様式」参照

- (1)申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又は FAX 等で行い事後速やかに書面申請する。
- (2)申請書の日付は、電話又は FAX 等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておく。
- (3)救助の種類毎の特例申請は、「災害救助の実務」を参照する。
- (4)前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請する。

資料 12.3 被害報告判定基準

■被害報告判定基準(その1)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。
	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊(焼)、流出、半壊(焼)及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」により「大規模半壊」についても認定基準に加えられた。

「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

■被害報告判定基準(その2)

被害区分		判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土の厚さ1割以上が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	決壊	路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不能となったもの及び応急修理が必要なもの。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

《13. その他》

資料 13. 1 関係機関連絡先一覧

■ 関係機関連絡先一覧表

[令和4年3月現在]

名 称		電話番号	FAX 番号	
国・ 県	総務省 消防庁	応急対策室（平日 8:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537
		危機管理センター（上記以外）	03-5253-7777	03-5253-7553
		陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊	048-663-4241	048-663-4241
		埼玉県危機管理防災部危機管理課（危機管理担当）	048-830-8131 6-8131（防災行政無線）	048-830-8129
		埼玉県危機管理防災部災害対策課（災害対策担当）	048-830-8181 6-8181（防災行政無線）	048-830-8159
		埼玉県危機管理防災部当直	048-830-8111 6-8111（防災行政無線）	048-830-8119
		埼玉県福祉部社会福祉課 （災害救助法関係の連絡）	048-830-3270 6-3270（防災行政無線）	048-830-4782
		川越比企地域振興センター	049-244-1110 72-2-4320（防災行政無線）	049-243-1707
		東松山保健所	0493-22-0280 4020（防災行政無線）	0493-22-4251
		東松山農林振興センター	0493-23-8532 78-375（防災行政無線）	0493-22-1599
		東松山県土整備事務所 （河川砂防担当）	0493-22-2334 515-21（防災行政無線）	0493-21-1214
		西部教育事務所	049-242-1805 72-2-4610（防災行政無線）	049-242-1685
		東松山警察署	0493-25-0110	
	行指 政定 機地 関方		農林水産省関東農政局	048-740-0464
		熊谷地方气象台（防災担当）	048-521-5858	048-521-7933
		埼玉労働局川越労働基準監督署（総務）	049-242-0933	049-242-0385
		国土交通省 関東地方整備局荒川上流河川事務所	049-246-6715	049-246-6391

資料 13. 2 吉見町指定文化財一覧

■指定文化財一覧

[令和3年5月現在]

	種別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定	史 跡	吉見百穴	北吉見 325 他	大正 12. 3. 7
	史 跡	松山城跡	北吉見 298 他	平成 20. 3. 28
	天然記念物	吉見百穴ヒカリゴケ発生地	北吉見 393 他	昭和 3. 11. 30
県指定	建 造 物	安楽寺三重塔	御所 374	昭和 28. 3. 26
	建 造 物	安楽寺本堂	御所 374	昭和 52. 3. 29
	建 造 物	安楽寺仁王門	御所 374	平成 7. 3. 17
	絵 画	絹本着色両界曼荼羅	御所地内	平成 15. 3. 18
	彫 刻	不動明王坐像(木造)	御所地内	昭和 29. 10. 23
	考 古 資 料	金蔵院宝篋印塔出土 白磁四耳壺及び渥美大甕	北吉見 321	平成 13. 3. 16
	史 跡	黒岩横穴墓群	黒岩 1039 他	大正 14. 3. 31
	史 跡	金蔵院宝篋印塔(2基)	大串 2201-3 先、 大串 2244-1	昭和 5. 3. 31
	旧 跡	伝範頼館跡	御所 146-1	昭和 37. 10. 1
県選定	重 要 遺 跡	茶臼山古墳	黒岩 762 他	昭和 51. 10. 1
	重 要 遺 跡	山ノ根古墳	久米田 746 他	昭和 51. 10. 1
	重 要 遺 跡	和名埴輪窯跡群	和名 1016 他	昭和 51. 10. 1
町指定	建 造 物	岩室観音	北吉見 312	昭和 46. 11. 22
	建 造 物	横見神社本殿	久保田 117	平成 4. 8. 19
	建 造 物	永府門樋	北吉見 3547-1先	平成 18. 6. 7
	建 造 物	天神沼樋	久米田 611-1	平成 26. 4. 2
	絵 画	絹本着色涅槃図	御所地内	平成 元. 3. 28
	彫 刻	安楽寺仁王像	御所 374	昭和 60. 1. 25
	彫 刻	無量寺木造阿弥陀如来立像	久保田地内	平成 14. 3. 25
	彫 刻	木造聖観音菩薩坐像	御所地内	平成 26. 8. 19
	書 籍	仏説大乘造像功德経上・下2巻	御所地内	平成 元. 3. 28
	古 文 書	北条氏政書状	南吉見地内	平成 20. 5. 16
	古 文 書	松山城主上田憲定印判状	南吉見地内	平成 20. 5. 16
	古 文 書	窪田村検地帳	久保田地内	平成 20. 5. 16
	考 古 資 料	観音寺板碑群	大串 1282	昭和 46. 11. 22
	考 古 資 料	文永弥陀浮彫大板碑	古名 336	昭和 60. 1. 25
	考 古 資 料	かぶと塚古墳出土品	北吉見 321	平成 4. 8. 19
	考 古 資 料	金剛院銅板経入宝篋印塔	今泉 351	平成 10. 8. 25
	考 古 資 料	龍淵寺宝篋印塔及び塔内納入品	北下砂 270-1	平成 18. 6. 7
	無形民俗文化財	下細谷ささら獅子舞	下細谷 313-3	平成 3. 3. 28
	有形民俗文化財	絵馬「手習塾の図」	下細谷地内	平成 24. 4. 2

資料 13. 3 吉見町管工事業協同組合名簿

■ 吉見町管工事業協同組合名簿

[令和 3 年 4 月現在]

組合員(企業)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
(有)加藤農機	355-0110	東野 2-15-10	54-0104	54-3581
(有)栗原水道	355-0152	和名 46-43	54-0097	54-0097
(株)SUZUKI 設備	355-0156	長谷 1504-164	54-2344	54-2344
ミヤテック(株)	355-0163	本沢 19-2	54-2158	54-1318
(有)横田設備	355-0131	荒子 868	54-3617	54-7059
(有)瀬山設備工業	355-0124	久保田新田 141-7	54-0142	54-2079
(有)松本設備	355-0163	本沢 261	54-2588	59-8198

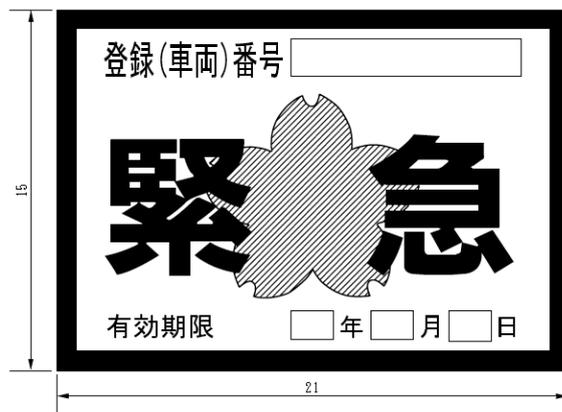
《14. 様式》

様式 14. 1 緊急通行車両関連様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">埼玉県知事</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">住 所</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">申請者</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">氏 名 印</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="margin: 5px 0 0 400px;">記</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

【標 章】



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県知事	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(3) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県知事		申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏 名 電 話 () 【担当係 氏名】		印	
番号標に表示されている番号					
輸送人員(定員)又は品名		災害対策基本法 50 条に規定する災害応急対策			
車両の所有者	住 所				
	氏 名				
業務の内容	1救助救護 4災害予知 7人員輸送 10 飲食料 13 広報啓発 2応急避難 5災害復旧 8避難生活 11 医療医薬 14 その他 3捜 索 6施設点検 9調査研究 12 混乱防止 ()				
出発地					
(注) この事前届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。					

(4) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左記のとおり事前届け出を受けたことを証する。		
年 月 日		
埼玉県知事		印
<p>(注)1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を変換してください。</p> <p>(1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき</p> <p>(2)緊急通行車両等が廃車となったとき</p> <p>(3)その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>		

様式 14. 2 通報処理簿

通報処理簿

		No.	
通 報 者 連 絡 先 住 所		電 話	①加入電話番号 ②公衆電話番号 ③携帯電話番号
通 報 日 時			
通 報 受 信 者			
通 報 内 容		処 理 (回 付 先 等)	

注) 通報の現場地点を示す地図を添付すること。

様式 14.3 自衛隊の派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 町長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出(連絡先)県危機管理防災部危機管理課

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

吉見町長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣要請を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

5 連絡担当者

災害対策本部 職 氏名

(電話番号)

被災現場 職 氏名

(携帯電話番号)

(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

吉見町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日付第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式 14. 4 発生速報・経過速報・確定報告

(1) 発生速報

様式第1号

発生速報

吉見町

日 時 分受信		発信者		受信者	
1 被害発生	自	年	月	日	時 分
	至	年	月	日	時 分
2 被害場所					
3 被害程度					
4 被害に対する措置					
5 その他必要事項					

(2) 経過速報

様式第2号

経過速報

吉見町

災害の種別				発信者			受信者					
被害報告		月 日 時 分現在		発生地域								
報告区分		発生 経過										
区分			被害		区分			被害				
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者	人				冠水	ha					
	負傷	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	流失		埋没	
		軽傷	人				埋没	ha				
住家被害	全壊 (全焼・流失)		棟	その他の被害	文教施設		箇所					
			世帯		病院		箇所					
	半壊(半焼)		棟		道路	箇所	通行可					
			世帯		橋りょう		箇所	通行不可				
	一部破損		棟		河川	箇所						
			世帯		砂防	箇所						
	床上浸水		棟		水道	箇所						
			世帯		清掃施設	箇所						
	床下浸水		棟		崖くずれ	箇所						
			世帯		水道戸							
			人		水道回線							
			人		電気戸							
非住家被害	公共建物		棟	り災世帯数	世帯							
			棟	り災者数	人							
	その他		棟	火災発生	建物	件						
			棟		危険物	件						
			その他		件							

災害に対してとられた措置

- (1) 災害対策本部設置の状況 ____日__時__分 設置
- (2) 市のとった主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5) 避難命令・勧告の状況 地区数_____ 人員_____人
- (6) 消防機関の活動状況
 - ア 出動人員 消防職員_____名
消防団員_____名 合計_____名
 - イ 主な活動内容(使用した機材を含む)

(3) 確定報告

被害状況調

吉見町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確定		

区 分		被 害		区 分		被 害								
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失		埋没					
	行方不明者	人			畑	冠 水 ha								
	負傷者	重 傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失		埋没				
		軽 傷	人			畑	冠 水 ha							
住家被害	全壊 (全焼・流失)	棟		道路被害	決 壊	箇所								
		世帯			冠 水	箇所								
		人			文教施設	箇所								
	半壊(半焼)	棟			その他被害	病 院	箇所							
		世帯				橋りょう	箇所							
		人				河 川	箇所							
	一部破損	棟				その他被害	砂 防	箇所						
		世帯					清掃施設	箇所						
		人					崖くずれ	箇所						
	床上浸水	棟					その他被害	鉄道不通	箇所					
		世帯						被害船舶	隻					
		人						水 道	戸					
	床下浸水	棟						その他被害	電 話	回線				
		世帯							電 気	戸				
		人							ガ ス	戸				
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)						棟	り災世帯数		世帯		
半壊(焼)			棟	り災者数					人					
その他		全壊(焼)	棟	火災発生					建物					
		半壊(焼)	棟						危険物		件			
			その他		件									

資料編

区 分		被 害		市町村災害対策本部	名称	吉見町災害対策本部		
公立文教施設	千円				設置	月 日 時		
農林水産業施設	千円				解散	月 日 時		
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体			災害設置 対策町 本村部 名				
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円			計 団体			
	商 工 被 害	千円						
				災害適用 救市助 法村 名				
					計 団体			
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他(避難の勧告・指示の状況)							

様式 14.5 救助の特例等申請様式

様式1

第 号

年 月 日

埼玉県知事様

吉見町長



避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式 14. 6 罹災証明書

(1) 罹災証明申請書及び罹災証明書の様式

罹災証明書交付申請書				受付番号		
				年 月 日		
吉見町長				様		
申請者住所				_____		
ふりがな 申請者氏名				_____		
				☎ () _____		
世帯主との関係:				<input type="checkbox"/> 本人		
				<input type="checkbox"/> 同居の家族		
				<input type="checkbox"/> その他 (委任状が必要)		
下記の通り、当該罹災にかかる証明書の交付を申請します。						
世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
罹災原因	年 月 日の による					
罹災住家所在地	吉見町					
被害の判定方式	<input type="checkbox"/> 現地調査確認による判定を希望する					
	<input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真等により、自己判定方式(※)を希望し、かつ、準半壊に至らない(一部損壊)という調査結果に同意する。					
請求理由及び提出先						

※自己判定方式とは住家の損害割合が 10%未満となることが見込まれる場合、申請者の同意に基づき、写真のみで、住家の被害の程度を判定する方法です。罹災箇所、建物全景(住家周囲4面、合計4枚以上)、表札が確認できる写真等をご提出ください

(3) 罹災者調査原票

(3) 罹災者調査原票

罹災者調査原票

住所		世帯主		調査区		調査員		(No.)		
吉見町		氏名		番号		氏名				
被害程度		全焼、全壊、半壊、一部壊、流失、床上浸水 cm、床下浸水 cm、便そう浸水、井戸汚染								
家族氏名	性別	年齢	職業	死亡	行方不明	負傷		要助産	備考	
						重傷	軽傷			
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
計	人			人	人	人	人	人		
床上浸水の土砂流入状況										
被害を受けた建物の種別				住家_____棟		非住家_____棟		住民登録状況		有 ・ 無
避難先の住所・氏名										